

平成30年度大阪地方最低賃金審議会

第326回総会 会議次第

平成30年7月27日（金） 午前10時00分
（大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室）

1 開 会

2 議 事

- (1) 平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (2) 大阪府最低賃金の改正に係る意見について
- (3) 平成29年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取り組み状況報告
について
- (4) その他

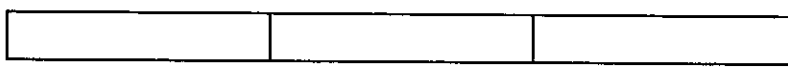
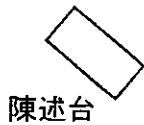
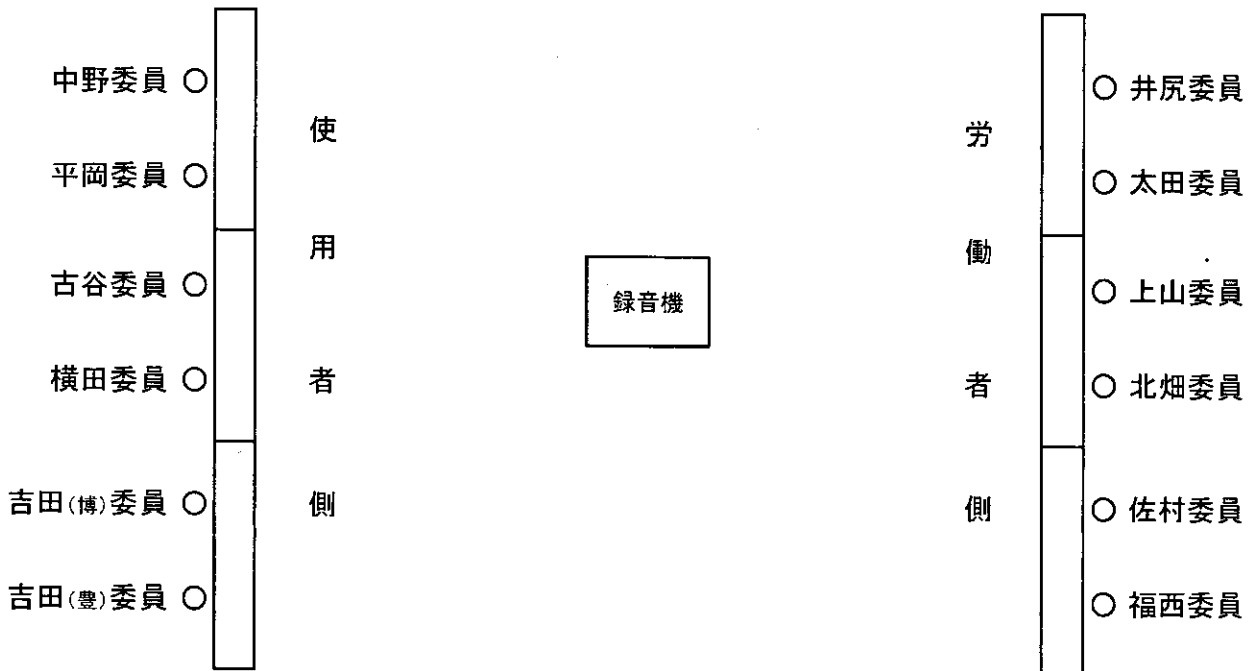
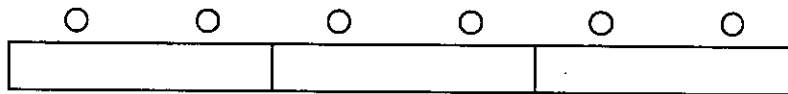
3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第326回総会 配席図

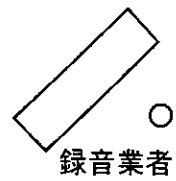
大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室

意見書・要請書等

飯島委員 表田委員 服部委員 水島委員 立見委員 深井委員



主任賃金指導官 賃金指導官 労働基準部長 労働局長 賃金課長 賃金指導官



意見陳述者席



随行者席



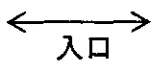
傍聴人席 傍聴人席



傍聴人席 傍聴人席



記者席 傍聴人席



大阪地方最低賃金審議会 第326回総会

(平成30年度 第2回)

資 料 目 次

資料1	平成30年度地域別最低賃金額改正の目安について	1
資料2	大阪府最低賃金の改正決定に係る意見書	
	(2-1) 全大阪労働組合総連合の意見書	9
	(2-2) 全国一般労働組合大阪府本部の意見書	11
	(2-3) 大阪自治体労働組合総連合の意見書	13
	(2-4) 大阪労連堺労働組合総連合の意見書	15
	(2-5) 全国福祉保育労働組合大阪地方本部の意見書	17
	(2-6) 生協労連大阪府連合会の意見書	19
	(2-7) 大阪労連女性部の意見書	23
	(2-8) 大阪労連パート・非常勤連絡会の意見書	25
	(2-9) 一般社団法人大阪タクシー協会の意見書	27
資料3	各団体からの最低賃金改正等に係る要請	
	(3-1) 連合大阪大阪市地域協議会からの要請書	29
	(3-2) UAゼンセン大阪府支部からの要請書	31
	(3-3) 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 団体署名による要請書	33
	(3-4) 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 個人署名による要請書	35
	(3-5) 日本共産党大阪府議会議員団からの要望書	37
資料4	平成30年度地域別最低賃金の審議の進め方	39
資料5	答申要望に関する取組状況報告(平成29年度)	41

平成30年7月26日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会

会長 仁田 道夫



平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)

平成30年6月26日に諮問のあった平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成30年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

平成30年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成30年7月24日

- 1 平成30年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成30年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	27円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	26円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	25円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	23円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、働き方改革実行計画に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇していること、消費者物価がプラスに転じ、今後も引き続き上昇することが見込まれていること、名目GDP成長率は年率3%に及ばないものの平成29年は前年比で上昇していること、影響率は引き続き上昇傾向にあるものの、有効求人倍率が全ての都道府県で1倍を超え、雇用者数も増加傾向にあるほか、失業率の低下や倒産件数の減少が見られるなど、最低賃金引上げが雇用情勢等に大きな影響を与えているとまでは言えないこと、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があることに加え、働き方改革関連法案が成立した中で、働き方改革実行計画の重要な目標である非正規雇用労働者の処遇改善が引き続き社会的に求められていることを特に重視する必要があること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成30年7月24日

1 はじめに

平成30年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金の水準が依然として低く、地域間の格差が依然として大きいとの課題意識から、引き続き、当面目指すべき水準を意識した目安を議論すべきであり、まずは、800円以下の地域別最低賃金をなくすことが急務であると主張した。その上で、トップランナーとも言えるAランクは1,000円への到達を目指すべきであり、これらの到達時期については、経済環境等にも配慮しつつ、2020年を目途にすべきであると主張した。

また、生活圈や経済圏が広範囲となり、人手不足がますます深刻化する中、隣県や都市部との格差拡大は働き手の流出に直結しており、この状況を早急に是正しなければ、地方における中小・零細企業の事業継続や発展は困難であるとの認識を述べた。さらに、地方最低賃金審議会の自主性発揮を促す観点からも、中央最低賃金審議会において最低賃金の地域間格差の是正に向けた議論を行い、ランク間差を最小限にとどめるとともに、最高額と最低額の比率の更なる改善を図っていく必要があると主張した。

さらに、地域別最低賃金の最高額の水準で2,000時間働いたとしても、年収200万円に到達せず、憲法第25条及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第1条に照らしても低水準であると述べた。

また、非正規労働者の処遇改善が社会的要請であることは、配意を求められた「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）でも指摘されており、雇用形態に関わらず、働いて稼いだ賃金で家族とともに生活できる社会を実現すべきであるとともに、人材不足への対処として、高卒初任給や非正規労働者の時給を戦略的に引き上げている企業も見られることから、高卒初任給や非正規労働者における時給の実態も勘案すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、急激な原油価格の上昇、原材料価格の増大、労働力の確保が困難な状況による人件費の高騰など、経営コストの上昇圧力が非常に強く、中小企業を取り巻く経営環境は中小企業景況調査や法人企業統計の結果をはじめ、総じて厳しい環境にあり、中小企業の経営者は賃金支払能力が乏しい中で深刻な人手不足に対処するため、実力以上の賃上げを強いられているとの認識を示した。

また、最低賃金は全ての企業・使用者にあまねく適用され、最低賃金を下回る場合は罰則の対象になることから、通常の賃上げとは性格が異なるとともに、政府による各種支援策の効果は未だ十分に上がっているとは言えず、近年の大幅な引上げによる企業経営への影響を十分に考慮した審議をすべきであると主張した。

さらに、「働き方改革実行計画」に記載された「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく」という政府方針は、毎年3%程度、機械的な引上げを行うことではなく、名目GDP成長率が年率3%に達しない場合は、それを考慮しながら引上げ額を議論することであり、そうでなければ、目安審議や地方最低賃金審議会で審議を行う意味はないと述べた。

また、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条に基づく労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表を重視するとともに、明確な根拠に基づいた納得感のある目安を提示すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。加えて、平成29年3月28日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（以下「平成29年全員協議会報告」という。）の3（2）及び4（3）の趣旨等を踏まえ、最低賃金引上げの影響や効果について、影響率や雇用者数をはじめとする様々なデータ等を注視しつつ、継続的に検討・検証していくことが必要であると強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告の3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「働き方改革実行計画」に配意し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、

これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

2018年7月19日

団体名 全大阪労働組合総連合

代表者名 議長 川辺和彦

住所

〒530-0034 大阪市北区錦町2番2号

国労大阪会館内

大阪府最低賃金額 1,500 円の早期実現を求める意見書

非正規労働者の増加にともない、夫婦で非正規という家庭も増え、特に生計の中心者が非正規雇用労働者である割合は増加しています。非正規労働者と低賃金労働者が増え続け、格差と貧困がますます拡大する状況下で、最低賃金の大幅引き上げへの社会的期待は一層高まっています。

あわせて、この数年間の最低賃金の引き上げで、公務・民間問わず、非正規雇用労働者の賃金が限りなく最低賃金に“貼り付く”状況になっており、非正規ではたらく労働者の賃金を改善するためには、法定最低賃金の大幅な引き上げが極めて重要になっています。

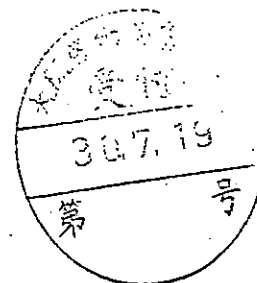
昨年、大阪では26円引き上がり府下29万2千人の労働者に影響しました。しかし、時間給909円では、フルタイムで週5日働いても年収175万円弱で、「健康で文化的な生活」は出来ません。全労連が行った最低生計費調査では、1人暮らしの若者が普通に暮らすためには、全国平均で月22万~24万円、年額270万円前後が必要という結果が出ており、時給に換算して約1500円の最低賃金を実現することが切実な要求です。

大阪においても、非正規労働者が4割を超え、年収200万円以下の働いても生活できない働く貧困層（ワーキングプア）の増加は深刻です。大阪府最低賃金審議会は、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は1,000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円以上を実現し、生計費原則に基づく1500円以上の到達を求めます。

記

- 1、大阪府最低賃金を生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させる視点で、直ちに1,000円以上への改定額の審議を行うこと。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。



以上

2018年7月19日



団体名 全国一般労働組合大阪府本部
 執行委員長 吉野 弘夫
 代表者名 〒530-0041
 大阪市北区天神橋1丁目13番5号
 大阪グリーン会館3F
 住所 電話 06 - 6354 - 7212

中小企業労働者、非正規労働者など すべての労働者の賃金改善めざし

大阪府最低賃金1500円以上の実現を求める意見書

昨年、大阪の最低賃金が26円上がり909円となったことで府下29万2千人もの労働者に影響を及ぼしました。非正規労働者数で見ると2割以上にあたります。なお多くの人たちが最低賃金水準に「貼り付く」低賃金労働者であることは明らかです。全労連が行った生計費調査では時間額換算で最低1500円程度が必要という結果が出ています。現行最賃では到底、「健康で文化的な生活」はできません。今春、最低賃金生活体験に挑戦した組合員から「病気をしても医者に行けない」「お金を考えながらの生活は不安やストレスが本当に大きい」との感想が出されています。

私たち全国一般労組大阪府本部は、中小企業で働く労働者を中心に組織し、パートや介護ヘルパーなどの非正規労働者を多く組織しています。ほとんどの中小企業では業績回復はほど遠く、賃金改善が進んでいません。パート労働者の賃上げも最低賃金改定がなければ進まない状況にあります。

有期雇用労働者については、労働契約法18条・無期転換ルールにより雇止め不安は解消されても低い労働条件はそのままです。また、定年後再雇用や継続雇用者も、それまでと全く同じ職務内容・責任を課せられながら、時給900円台での契約を余儀なくされています。低賃金労働者の処遇改善には最低賃金の大幅引き上げが不可欠です。

最低賃金の大幅引き上げには、労働者の7割が働く中小企業への支援も重要です。私たち全国一般労組が毎年取り組んでいる中小業者の皆さんとの懇談では、「賃金底上げで消費購買力を向上しなければ景気はよくなる」「大企業の方が最賃並みの低賃金に抑えている」「大企業の下請けいじめや大企業優遇税制をただすべき」など私たちと同じ主張が寄せられ、政府や自治体による支援策充実を求めています。

大阪地方最低賃金審議会は、労働者全体の賃金底上げで「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」(最低賃金法第1条)のために、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は時間額1,000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円以上を実現し、生計費原則に基づく1,500円以上の到達を求めます。

記

1. 大阪府最低賃金を時間額1,500円に到達させる視点で、直ちに1,000円以上に改定するよう審議を行うこと。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金を日額・月額でも設定すること。
4. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化を進めると同時に、中小企業に負担を強いる施策を行わないよう政府に求めること。

以上

ひとこと

2018年7月19日

大阪自治体労働組合総連合

執行委員長 荒田 功

大阪市北区天神橋1-13-15

大阪グリーン会館4階

**公務・民間すべての労働者が安心して生活できるために、
大阪府最低賃金額をただちに時給1,000円以上に引き上げ、
また時給1,500円以上をめざすための徹底審議を求める意見書**

公務職場では、正規職員の定数削減と公共事業のアウトソーシングが進み、大阪では23自治体で非正規職員率が4割をこえています。非正規職員なしに行政運営は成り立たず、すべての職員が一体となって住民福祉を支えています。本来ならば正規職員が配置されるべき恒常的・基幹的な業務を「非常勤」「嘱託」「臨時」といった職員が配置され、低賃金・劣悪な処遇で働かされている実態があり、普通に働いても生活できない「官製ワーキングプア」を国や自治体行政自ら作り出している状況です。

自治体の非正規職員や公共関係労働者が生活や働き続けることに対して不安を感じていること、離職せざるを得ない状況があることは、行政運営をするうえでの質や専門性の維持・向上の保障ができず、住民の権利を奪う事態に直結します。特に、保育・学童保育・介護など福祉職場では、多くの自治体で4月1日から欠員が生じる事態となっています。

また、昨年、大阪最賃が909円に引き上げられたことによって、大阪府内では42自治体で臨時職員の最低時間給が引き上げられました。しかし、税負担・生活必需品の値上げなどや社会保障の削減により、生活改善や安心して働き続けるための時間額ではありません。まさに「官製ワーキングプア」です。

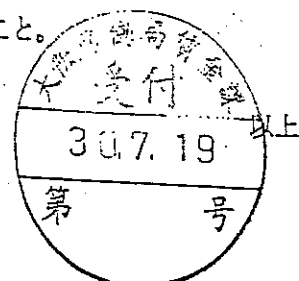
大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働者の4割以上が非正規労働者となり、年収200万円以下の貧困層が増加している実態も踏まえ、「普通に働いて普通に生活できる最低賃金額がいくらなのか」など『生計費』に基づいた水準での議論と最低賃金の大幅な引き上げに踏み込む審議をすべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は時給1,000円を超えています。大阪の労働者の賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化、そして住民福祉の増進のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、ただちに最低賃金時給1,000円以上へ引き上げることと、1,500円以上の実現をめざす審議を求めます。

つきましては、大阪地方最低賃金審議会において下記の項目について厳正な審議を求めます。

記

- ①大阪府最低賃金をただちに時給1,000円以上に到達させ、1,500円以上を実現させる視点で、改定額の審議をすること。
- ②全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- ③最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。



大阪府地方最低賃金審議会会長 様

2019年7月19日

堺市堺区住吉南町1-15

大阪府連合労働組合総連合

堺市労働組合協議会

大阪府の最低賃金を大幅に引き上げてください 意見書

私たち堺市内の労働組合の集まりである、堺労連が行った最低生計費調査の結果に基づいて、最低賃金を抜本的に上げるべきということを訴えたいと思います。

最低生計費調査というのは、アンケートで生活スタイルと、と家族みんなの持ち物を詳しく聞くことで、堺市で暮らすには実際にいくら必要なのかを調べるというものです。仏教大学の金沢誠一教授に協力いただいて、昨年の春に取り組みました。

堺労連加盟の組合員 600 名に聞き、3つの生活モデルの分析をしました。結果としては、20代の単身者では月に21万1343円、30代夫婦2人暮らしでは32万1357円、30代夫婦と子ども1人では41万454円が必要とのことでした。

最低賃金909円では、1日8時間働けば、月170時間として、月15万4530円です。20代単身者では5万円以上足りません。夫婦共働きとして、30代夫婦2人暮らしでは月2万円足りないだけで、子ども1人いれば月11万円足りません。つまり最低賃金909円では、毎日8時間働いても、独身者は堺市で普通の暮らしはできません。夫婦2人だけでは暮らせるものの、子どもができれば生活が破綻するため、子どもは作れないというものでした。

この金額の根拠となっている600人のアンケートによる普通の暮らしとはどんなものか。

20代の単身者のケースは、47000円のアパートに住み、食事は、朝食は自宅で食べて、昼はコンビニでお弁当やパンを買う、夕食は家で食べ、月に2回友人と外でご飯を食べる。休日はいつもは自宅で休み、月に2回友達と遊びに行く。旅行は日帰りが年2回と1泊旅行が年1回。またスーツは2着を着まわし、シャツはワイシャツも入れて8枚。散髪は2000円のところで毎月行く。新聞は取らない、車も持っていない。お年玉や贈り物は年4回。年1回の結婚式とお葬式の参加。お歳暮、お中元は贈らない。というような生活です。こうした暮らしをすれば、月に21万424円かかるという結果でした。これと同じ調査をこれまで全国で10ヶ所ほど行っていますが、ほぼ同じような結果になっています。

こうした生活は、若者にとってぜいたくでしょうか。毎日8時間働けば、これくらいの生活ができるようになることを求めることは、間違ったことでしょうか。月170時間で計算すれば時給1287円、9時～17時の勤務であれば月150時間なので時給1403円必要です。最低賃金の抜本的な引き上げが必要です。

実際、最低賃金近くの時給で働いている人に聞くと、スーパーは毎日遅く行って半額シールのものしか買わない、飲みにも行かない、日曜も遊びにでかけない、車もない、貯金なんてまったくないとのことです。正規の職員でないので、将来とても不安とのこと。ただ、この時給では一人暮らしができないため、親と一緒にくらすことで、なんとか生活をしている人が多いのが実態のようです。

(ウラへ続く)



また30代夫婦と子ども1人のケースでは、月41万454円、年収としては492万5448円必要との結果でした。家賃53000円のアパートに住み、朝食と夕食は自宅で食べて、昼はお弁当。外でご飯を食べるのは2ヶ月に1回。休日はいつもは自宅で過ごし、月に2回買い物などで外出。旅行は日帰りが年2回と1泊旅行が年1回。新聞は取らない。教育費は月1万2411円というような生活です。こうした暮らしで、月41万454円かかるとの結果です。少子化が問題になっていますが、ここが解決されないと、子どもがいなくなってしまう。

最低賃金法は第一条で、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定」を掲げています。第9条では「労働者の生計費」に触れ、「生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」とあります。これは、毎日8時間働けば、健康で文化的な生活ができることを保証する最低賃金でなければならないということだと思います。私たち堺労連の調査では1287円は必要との結果でしたが、909円と言う金額が本当に健康で文化的な生活を保障するものなのか検証が必要だと思います。私としては909円では普通の生活はできない。これは最低賃金法の趣旨から逸脱していると思い、抜本的な引き上げを求めたいと思います。

いま若い人の半数が非正規労働者で、その多くが最低賃金に近い金額で働いています。堺労連では毎年4月に堺東駅前の商店街を訪問して、景気や賃金の状況を聞いています。今年も32件のお店を回りました。働いている人の時給を聞くと920円以下が3割でした。最低賃金が1000円になれば、この商店街で働く人の多くが、賃金が上がります。それが消費にもつながり、商店街も変わっていくのではいつも思います。

また一方で商店街の店主からは「これ以上の時給を出すと店がもたない」との話も聞きます。だから中小企業への対策も同時に必要です。フランスやアメリカで最低賃金を上げていますが、フランスでは中小企業には社会保険料の負担軽減、アメリカでは減税を行いました。2010年の厚生労働省の調査でも、「国に期待する支援策」として中小企業の半数が「社会保険料負担等の軽減」を求めています。支援を行うことで時給を上げることは実現できると思います。

アメリカのカリフォルニア州は昨年、段階的に最低賃金を時給10ドルから15ドルに引き上げることを決めましたが、ジェリー・ブラウン州知事は引き上げについて、「経済的正義の問題で、理にかなっている。カリフォルニアで起こることが、アメリカ全土に広がることを期待する」と発言しました。実際アメリカでは、2012年以降、最低賃金を上げた10都市すべてで、2015年と比較して雇用率が上がっています。

最後に、繰り返しになりますが、私たちの調査では時給909円では、毎日8時間働いても憲法や最低賃金法が掲げる、健康で文化的な最低限度の生活は保障できないこと、保障するには時給1287円は必要とのことです。私たちの加盟する全労連では、すぐに時給1000円以上を実現し、1500円をめざすことを呼びかけています。8時間働けば、だれもが安心して暮らせる社会をめざすことは、だれもが一致できることではと思います。最低賃金の抜本的な引き上げを実現していただくことを求めて、私たちからの意見書とさせていただきます。

2018年7月19日

大阪府最低賃金審議会会長 殿

団体名 全国福祉保育労働組合大阪府本部

代表者名 執行委員長 多久 穂 倉

住 所 大阪市天王寺区豊国1-8-1

大阪府最低賃金額 1,500 円の早期実現を求める意見書

大阪府内の福祉職場では、不安定な非正規雇用が増大し、非正規職員のなかにもフルタイム職員・パートタイム職員に分かれ、雇用形態そのものが複雑になっています。福祉保育労の春闘アンケートでは、月額12万円を下回る非正規雇用労働者がいるなど、ほとんどが年収200万円以下のワーキングプアの実態です。こうした低賃金では生活できるはずもなく、平均勤続年数も5年未満が5割を超えるなど短く、福祉労働者が定着しない要因となっています。また、近年では保育士不足の問題がマスコミでも報道され、早急に改善することが重要であることが強調されるようになってきました。保育士不足の原因としては、①他産業と比べて賃金が安い、②時間外労働が多い、③保育士としての責任が重く労働負担が大きいなどの具体的な理由が挙げられています。

また、こうした劣悪な労働条件が改善されないため、福祉系の学校を卒業し資格を取得しても、福祉現場に就職をしない状況が生まれ、福祉人材不足に拍車をかけています。潜在介護福祉士、潜在保育士などといった方たちが、「また福祉職場で働こう」と思える職場にする必要があります。将来の展望がもてる賃金・労働条件の改善は待たなしの課題です。今後、さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが、今や国民生活にかかわる緊急の課題であります。

以上のように、福祉職場で働く労働者が長く働き続けられる条件は、不安定雇用をなくすことが重要であり、また福祉労働者の生活を安定させていく上でも、賃金の底上げにつながる時給1,000円以上を早期に実現し、生計費原則に基づく1,500円以上の到達を求めます。

記

- 1、大阪府最低賃金を生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させる視点で、直ちに1,000円以上への改定額の審議を行うこと。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上



2018年7月12日

大阪地方最低賃金審議会会長 殿

生協労連大阪府連合会
執行委員長 土橋 豊
大阪市天王寺区悲田院町4-17
国労南近畿会館2階

2018年度大阪府最低賃金の改定審議にむけた意見書

2018年度の最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。今年度の大阪府最低賃金額の改定にかかわり、意見を述べさせていただきます。

1. 生協労連の概要について

全国生協労働組合連合会（生協労連）は、全国の生活協同組合（生協）及び生協関連で働くなかまを組織しており、全国46都道府県に組織を有しています。現在の組合員数は約66,000人で、うち41,000人余り、約6割がパートなど非正規で働くなかまとなっています。

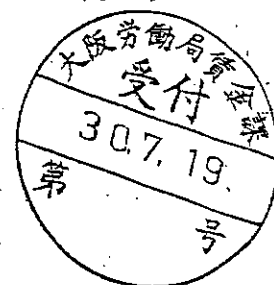
私ども生協労連大阪府連合会（生協労連大阪府連）は、大阪にある生協と生協関連で働くなかまを組織しており、現在の組合員数は約3,000人で、うち1,700人余り、約6割がパートなど非正規で働くなかまです。

生協労連では、運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現をめざしています。また、賃金だけにたよらず、社会保障との一体で、働いたら誰もが暮らしていける社会の実現への政策化と学習をすすめています。

2. 2017年度の地域別最低賃金の改定と地域格差問題について

昨年は、前年に続き賃上げが政策課題としてクローズアップされ、安倍首相が企業に対し、3%の賃上げを要請しました。それを受け、最低賃金の審議の上でも、「3%の引き上げ攻防」といわれ、実際に加重平均では3%近い引き上げとなりました。審議会での労使の意見の隔たりが大きいなかで、最終的には2016年に続き、引き上げ額（加重平均）を二桁台に乗せたことは評価しつつ、政労使合意事項である最低賃金1,000円を実現させるには、まったく満足いくものではありません。さらに早期に800円といわれて8年経過していますが、いまだに700円台の地域があるのが現状です。

また、Aランクの東京とDランク8県との地域間格差は221円と昨年の218円よりさらに格差が広がりました。



総務省の都道府県別転入・転出者数統計によると、2017年の移動者数で増加している地域は、東京、千葉、埼玉、神奈川、愛知、大阪、福岡の7都府県のみで福岡を除く最低賃金Aランクの地域となっています。このことは明らかに賃金の高い地域へ人口が流出しているといえます。

3. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

最低賃金の一番低い737円の地域で、フルタイム（厚労省の起算値173時間）で働いても月額127,500円です。この収入では、憲法で保障されている「健康で文化的な生活」をおくることはできません。ましてや、病気や怪我、将来へ向けて貯蓄などできるはずもありません。フルタイムで働いても、いまの最低賃金では貧困状態です。

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織で、生計費試算調査に取り組んできました。その調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額22万円～23万は必要だという結果がでています。時給に換算すると1,400円～1,500円となります。一般的に都市部は物価が高いといわれていますが、実際には競合他社の多い都市部では低価格でものが購入できます。また、地方では、交通機関が発達していないため、自家用車がなければ、仕事に行かれないなどで、全体的に考えると最低生活費は全国どこでも同じくらいかかります。ですから、最低賃金は地方別に定めるのではなく、全国一律最賃にするべきです。

4. 生協やスーパー等流通で働くものの実態

この間、生協職場の採用時給は最低賃金に固定化されてきています。採用時給が最低賃金に張り付いているために、職場では深刻な「人手不足」となっており、今働いている人への長時間・過重労働が拡大しています。これは、生協だけではなく、流通・小売業、サービス業など、第3次産業に共通してします。

多くの生協ではパートやアルバイトの多くが労働組合に加入しており、春闘などで賃上げ交渉をしていますが「パートやアルバイトの時給は社会水準で決められている」ことがネックになっており、大幅な賃上げを実現させることが難しい状況です。また、製造業などが好調となっても、流通・小売業への経済上昇配分は最後に回ってくるなどから、この社会水準からの脱却は大変きびしいものとなっています。

政府がいくら賃上げをよびかけても、流通・小売業のパートやアルバイトの採用時給は、ほとんど最低賃金と変わらなくなっています。これは、募集広告を見ても明らかです。

5. 時給1,000円以上は実現可能である

時給1,000円以上の最低賃金は実現可能です。第1は、労働者の生計費の最低限確

保には時給1,000円以上が絶対必要だということです。第2は、学歴初任給比較との関係でも、時給1,000円以上は高卒初任給程度の水準だということです。第3は、最低賃金の国際比較との関係でも、先進国では時給1,000円以上が常識となっていることです。また世界では全国一律最低賃金制が主流です。第4は、現実の市場動向調査を見ても、首都圏及び名古屋、関西圏ではパートなど非正規労働者の時給はすでに1,000円を超えている実態があるということです。こうした状況を考えれば、今すぐに最低賃金を1,000円以上にすることが可能です。

6. 要請内容

昨年、大阪では最低賃金が26円引き上がり府下29万2千人の労働者に影響しました。しかし、時間額909円では、フルタイムで週5日働いても年収175万円弱にしかならず、「健康で文化的な生活」をおくることはできません。1人暮らしの若者が普通に暮らすためには、時給に換算して1,500円の最低賃金を早期に実現することが求められています。

大阪においても、非正規労働者が4割を超え、年収200万円以下の働いても生活できない働く貧困層(ワーキングプア)の増加は深刻です。大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円以上を実現し、生計費原則に基づく1,500円の到達を求め、下記の通り要請します。

最後に改めて、「全国どこでも、働いたら暮らせる賃金水準を早期に実現し、日本国民が安心して暮らせる社会の実現をめざすこと」、その視点での議論をしてください。そのためにも、使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことをお願いします。

記

- 1、大阪府最低賃金を生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させる視点で、直ちに1,000円以上への改定額の審議を行うこと。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2018年7月19日

団体名 大阪労連女性部
代表者名 事務局長 佐藤 和幸
住 所 大阪市北区錦町2-2 国経会館2F

最低賃金の大幅引き上げで女性の貧困の解消を

平成30年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

意見理由

<生計費として時給1500円程度は最低必要である>

全労連加盟の17の県組織が、「最低生計費試算調査」を行った。これは、健康で文化的な最低限の生活を維持できる「絶対的指標」を導き出すための調査である。

地方によって家計費目に特徴があるが、全国どこでも、税・社会保険料込で、月額25万円～30万円弱は必要という結果が出た。月150時間で換算すれば、おおよそ時間給1500円程度となる。全国一律最低賃金制度を確立し、どこでも誰でも時給1500円を目指し、即時1000円以上へ最低賃金の引き上げが求められる。また、最低賃金額の決定については、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響により可処分所得が少なくなっていることも含めた検討が必要である。

<女性の貧困をなくすために最低賃金の引き上げが必要である>

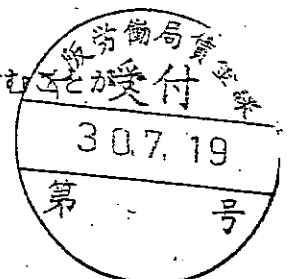
現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障せず、女性の自立を阻む要因となっている。個人単位に必要な生計費として、最低賃金を考えるべきである。

日本の子どもの貧困率は13.9%と非常に高い。さらに、「一人親と子どもの世帯」の相対的貧困率は50%を超えており、世界一高い。背景には、シングルペアレントが働いても生活保護レベルの収入を得ることすら困難であるという世界でも特異な実態がある。母子世帯の8割以上が就業しているが、その半数は非正規雇用である。パートのダブルワーク、トリプルワークで働きづめに働いても、生活保護水準に届かないのである。生活保護行政では、母子家庭の母親に働くことを奨励する施策がとられているが、就労へのインセンティブを確保するうえでも生活保護の給付水準を上回る最低賃金が設定されなければならない。貧困の連鎖を断ち切るためには、母子家庭世帯の母親の稼働所得水準を上げることが喫緊の課題である。

<少子化解消のためにも最低賃金の引き上げが必要である>

社会問題となっている「少子化」の主因は、非婚化、晩婚化と言われている。20～30代の青年が「結婚していない理由」のトップに挙げているのは「経済的な厳しさ」である。年収300円未満の青年は、20代のほぼ9割、30～34歳でも65.6%を占めている。これでは、結婚できないし、また産むことをためらわざるをえない。

少子化解消の最も有効な手立ては、一人の人間が一人の子どもを育てられる生計を営むことができる賃金の保障である。そのためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要である。



<男女賃金格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが必要である>

女性労働者の6割近くは非正規労働者であり、そのなかでもパート労働者が多数を占めている。男性正規労働者の賃金水準を100とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は30である。男女賃金格差を是正するうえでパート労働者の賃金引き上げは重要である。そのパート労働者の賃金は最低賃金に貼りついていることから、男女賃金格差是正のために最低賃金引き上げの意義は大きい。

長時間労働が蔓延し、ワークライフバランスを実現する施策が整わない中で、女性労働者は正規雇用から排除され、非正規雇用を選ばざるを得ない。「女性が輝いて」働くためには、長時間労働の解消とともに、「8時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められる。残業しなくてもくらす賃金を保障するために、最低賃金の引き上げが必要である。

現行の男女賃金格差は年金受給額にも反映し、高齢女性の貧困の原因となっている。生涯にわたる男女賃金差別を是正するためにも、最低賃金を引き上げることが求められる。

大阪においても、非正規労働者が4割を超え、年収200万円以下の働いても生活できない働く貧困層（ワーキングプア）の増加は深刻です。大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は1,000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円以上を実現し、生計費原則に基づく1500円以上の到達を求めます。

記

1. 最低賃金は、企業の支払い能力との見合いで決められるものではなく、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に引き上げられるべきである。いまずぐ、時給1000円以上に引き上げるとともに、時給1500円をめざすことが求められる。
 - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものとするべきである。
 - (2) 最低賃金額は女性が一人の人間として自立した生活を営める水準とするべきである。
2. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、だれもが結婚・妊娠・出産・子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきである。
3. 男女賃金格差をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために、最低賃金を大幅に引き上げるべきである。
4. 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきである

以上

2018年7月19日

団体名 大阪労連パート・非常勤連絡会
 代表者名 会長 池 辺
 住 所 大阪市北区錦町2-2 国労会館2階

人たるに値する生活を保障する水準となるよう

大阪府最低賃金額 1,500 円の早期実現を求める意見書

私たち大阪労連パート・非常勤連絡会は、最低賃金引き上げを求めて例年運動しています。私たちの組織には自治体非常勤職員、介護職場や小売業職場のパート職員、教育現場の非常勤職員など、様々な職種の非正規労働者が結集しています。

最低賃金は昨年に 26 円引きあがり、ここ数年から見ると最高的大幅引き上げとなりました。大阪府下で働く非正規労働者の現状と、生活改善を求める声による引き上げだと考えています。しかし、時間給 909 円でも、決して『普通に暮らせる』金額ではありません。大阪府下では労働者の 40% を非正規雇用労働者が占めています。同時に、大阪府の全商業の 9 割は中小企業です。

最低賃金引き上げは、中小企業の負担が大きく、引き上げに慎重になる企業が多いのは事実です。しかし、労働者の賃金が引きあがらないことには、中小企業の売上は伸びず、結果として大阪府下全体の景気が低下してしまいます。

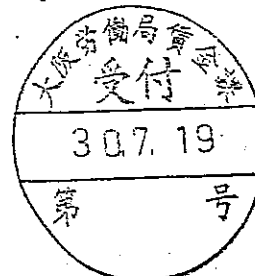
現在の時間給 909 円では、フルタイムで週 5 日働いても年収 175 万円弱、月額にして 14 万円強です。税金や保険料などを差し引くと手取りは 11 万円程度となり、決して自立できる金額とは言えません。また、「人たるに値する生活」をしていくことは困難です。そのため、ダブルワーク・トリプルワークといった長時間労働をしなければ生活できる収入を得ることが出来ません。又は、家族で支えあうことでやっと生活ができる状況にあたりします。貯蓄ができるわけもなく、雇用もいつまで続くかわからない、将来不安の中で仕事し、生活しています。もはやパートやアルバイトの賃金は「家計扶助」ではなく、主たる生計となっています。

最低賃金審議会の皆様には、ぜひ私たちの生活実態に基づき、『健康で文化的な最低限度の生活』を送るうえで、将来に不安を残さないために、更には「人たるに値するに生活を保障する水準となるよう、2018 年大阪地方最低賃金額の大幅な引き上げを検討していただきたい」と思います。

上記の理由から、私たちは以下 3 点を要望します。

記

- 1、大阪府最低賃金を生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させる視点で、直ちに 1,000 円以上への改定額の審議を行うこと。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。



以上

労務第6号

平成30年7月19日

大阪地方最低賃金審議会

会長 服部良子 殿



一般社団法人大阪タクシー協会

会長 坂本栄三

地域別最低賃金額改定に対する意見書

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会では、6月26日の同審議会への諮問を受けるとともに、「目安に関する小委員会」が開催され、地域別最低賃金額の改定について検討されているところであります。

また、大阪においても、7月4日に貴審議会へ大阪府最低賃金の改正決定について諮問がなされたところであります。

最低賃金額については、平成19年から毎年大幅な引き上げが続いており、その結果、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっています。

本年も、中央最低賃金審議会及び貴審議会への諮問において、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に配慮した、大幅な引き上げ（年率3%）が求められており、極めて憂慮しているところであります。

タクシー業界は、長期的に利用者が減少しており、加えて規制緩和により深刻な供給過剰に陥ったことにより労働条件が悪化しました。

このため平成21年6月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が制定され、また、平成25年11月には、「同法の一部を改正する法律」が成立し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けてさらなる取り組み強化を図るとともに、法の目的であります労働条件の改善に取り組んでおります。

このような状況下における大幅な最低賃金額の改定は、労働条件改善に向け努力してきたこれまでの成果を水泡に帰すことにつながりかねません。

特に、タクシー業界では多くの会社が乗務員の給与体系として歩合制を採用しております。水揚げが少なく結果として最低賃金を下回るような場合は当然最低賃金を支給しますが、このような状況が続くと乗務員のやる気をそぐことにもなりかねません。

もとより賃金の引上げが実現され、経済が発展するとともに府民生活がより豊かになることは、府民全員が等しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものでありますが、最低賃金の引上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能になるものであります。

当協会といたしましては、上記の理由により最低賃金額の引き上げについて慎重の上にも慎重にご審議されるとともに、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨にご斟酌を賜り、大阪のタクシー業界の現状にご理解をいただきますようお願い申し上げます。

謹白

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部良子 様

団体名：連合大阪大阪市地

代表者名：議長 杉本 恒臣

大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請

[要請内容]

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ1000円（時間額）以上」に改正すること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保されるよう諸施策の実効性を高めること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件の向上に資するものとする。
4. 大阪地方最低賃金審議会で、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

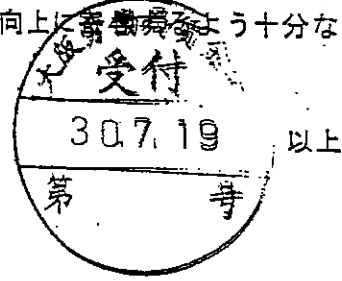
[理由]

近畿・大阪の経済は、緩やかに拡大している。個人消費および家計消費支出（近畿）は増加しており、企業倒産については、件数や負債金額はともに改善傾向にある。現下の雇用情勢も、着実に改善している。完全失業率（平成29年10-12月）は3.1%（前年比-0.4ポイント）、有効求人倍率（平成30年2月）は1.69倍（前年比+2.2ポイント）、正社員有効求人倍率も1.26倍（前年同月比+0.21ポイント）となっている。しかし就業者の動向は、前年比4.2万人が増加しているが、雇用形態別でみると非正規労働者比率は39.1%で全国平均よりも高い割合となっており、不本意非正規対策が課題となっている。またワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超え、連合のアンケート（2015年）では、非正規労働者の7割が200万円以下となっている。

これらは雇用における公正・公平な処遇とセーフティネットが確立されないままに、規制緩和をおこなった結果であり、OECDからも日本の働き方の二極化による所得・処遇格差の問題は、再々指摘されている。現状、働き方改革関連法案とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」が示されており、不合理な待遇差を解消していく必要がある。また経済の自律的成長に向けては、日本のGDP約6割を占める個人消費を喚起し、消費性向の高い低所得者層の処遇改善をはかることが、景気の底支えや内需拡大につながるものと認識している。

現在の日本の最低賃金水準は、先進国の中でも極めて低い水準にあり、このままでは社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させるものである。2018春季生活闘争で5年連続で賃上げを獲得していることや生計費等の現状を鑑み、暮らしの底上げをはかるとともに、均等待遇の法制化等の取り組みで処遇格差を是正すべきと考えている。このような低水準を早期に克服しなければ、私たちは日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を送る権利が保障されているとはいえない。

地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能の発揮を求める。



2018年7月3日

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部良子 様

団体名： UATC 大阪府支部
代表者名： 支隊長 松本昌三

大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請について

〔要請内容〕

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ1000円（時間額）以上」に改正すること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保されるよう諸施策の実効性を高めること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件の向上に資するものとする。
4. 大阪地方最低賃金審議会で、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理由〕

近畿・大阪の経済は、緩やかに拡大している。個人消費および家計消費支出（近畿）は増加しており、企業倒産については、件数や負債金額はともに改善傾向にある。現下の雇用情勢も、着実に改善している。完全失業率（平成29年10-12月）は3.1%（前年比-0.4ポイント）、有効求人倍率（平成30年2月）は1.69倍（前年比+2.2ポイント）、正社員有効求人倍率も1.26倍（前年同月比+0.21ポイント）となっている。しかし就業者の動向は、前年比4.2万人が増加しているが、雇用形態別でみると非正規労働者比率は39.1%で全国平均よりも高い割合となっており、不本意非正規対策が課題となっている。またワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超え、連合のアンケート（2015年）では、非正規労働者の7割が200万円以下となっている。

これらは雇用における公正・公平な処遇とセーフティネットが確立されないままに、規制緩和をおこなった結果であり、OECDからも日本の働き方の二極化による所得・処遇格差の



問題は、再々指摘されている。現状、働き方改革関連法案とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」が示されており、不合理な待遇差を解消していく必要がある。また経済の自律的成長に向けては、日本の GDP 約 6 割を占める個人消費を喚起し、消費性向の高い低所得者層の処遇改善をはかることが、景気の底支えや内需拡大につながるものと認識している。

現在の日本の最低賃金水準は、先進国の中でも極めて低い水準にあり、このままでは社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させるものである。2018 春季生活闘争で 5 年連続で賃上げを獲得していることや生計費等の現状を鑑み、暮らしの底上げをはかるとともに、均等待遇の法制化等の取り組みで処遇格差を是正すべきと考えている。このような低水準を早期に克服しなければ、私たちは日本国憲法第 25 条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を送る権利が保障されているとはいえない。

地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能の発揮を求める。

以上

震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！
大阪府の最低賃金（909 円/時）の大幅引き上げを！
すみやかに全国一律^円1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

大阪最低賃金審議会会長 殿
大阪労働局局長 殿

● 要請趣旨 ●

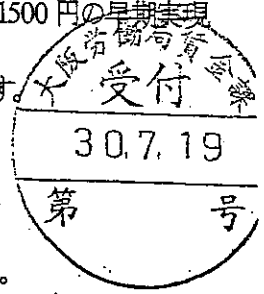
労働者の4割が非正規雇用になり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる層は4年連続1,100万人を超えています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も今なお進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で958円、高知・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄では737円です。フルタイムで働いても、月額11万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は毎年その差を広げ最大221円となり、労働力の地方から都市部への流出が深刻になっています。地域経済を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は400兆円を超え、過去最高になる一方、個人消費は落ち込み、実質賃金にいたっては低迷を続けています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

大阪府の最低賃金は、26円引き上がって909円となりました。これによる賃金の引き上げが必要な労働者は、約29万2000人で、大阪でも多くの労働者が最低賃金の水準にとどまっていることがわかります。最低賃金の大幅引き上げが個人消費の底上げにつながることは明らかです。最低賃金を今すぐ時給1000円以上に引き上げるとともに、全労連などが実施している「最低生計費試算調査」で示されるとおり、人間らしく暮らせるためには時給1500円の早期実現が必要です。

については2018年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。



● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、時間給1,500円を実現すること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館
住所 大阪自治労連・公務公共一般労働組合
河内長野分会

2018年 月 日

団体・代表者名 会長 塚本 みさ江



[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！

大阪府の最低賃金（909 円/時）の大幅引き上げを！

すみやかに全国一律^{時間額}1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

阪最低賃金審議会会長 殿

阪労働局局長 殿

● 要請趣旨 ●

労働者の4割が非正規雇用になり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる層は4年連続1,100万人をえています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も今なお進んでいません。政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いつつ、地域別最低賃金は最も高い東京で8円、高知・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄では737円です。フルタイムで働いても、月額11万～13円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は毎年その差を広げ最大221円となり、労働力の地方から都市部への流出が深刻になっています。地域経済を再生させるうえでも、地域間の格差の是と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は400兆円を超え、過去最高になる一方、個人消費落ち込み、実質賃金にいたっては低迷を続けています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

大阪府の最低賃金は、26円引き上がって909円となりました。これによる賃金の引き上げが必要な労働者は、129万2000人で、大阪でも多くの労働者が最低賃金の水準にとどまっていることがわかります。最低賃金の大幅引き上げが個人消費の底上げにつながることは明らかです。最低賃金を今すぐ時給1000円以上に引き上げるとともに、全労連などが実施している「最低生計費試算調査」で示されるとおり、人間らしく暮らせるためには時給500円の早期実現が必要です。

については2018年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いいたします。



● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、時間給1,500円を実現すること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2018年 月 日

氏名	住所
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

2018年7月26日

大阪地方最低賃金審議会会長 服部 良子 様

日本共産党大阪府議会議員団

官原 たけし

石川 たえ

最低賃金の大幅引き上げ等を求める要望

大阪では非正規労働者の割合が39.3%（2017年平均・労働力調査）と全国よりも高く、最低賃金の水準が府民の家計に直結しています。青年・子育て世代の暮らしを支え、深刻な“子どもの貧困”を解消するためにも、最低賃金の抜本的引き上げは切実な要求です。

現在の大阪の地域別最低賃金は時給909円で、1日8時間・1か月20日間働いても、税・社会保険控除前で月額14万5,440円にとどまります。1人暮らしの若者が普通に暮らすためには全国平均で月22万～24万円が必要と言われており、それに見合った最低賃金の実現が急務です。

同時に、最低賃金引き上げのためには、大企業に社会的役割を求めることとあわせ、中小企業への支援策を抜本的に強化することが不可欠です。とりわけ大阪北部地震で被害を受けた中小企業に対しては特別の支援が必要です。

よって、下記事項について要望するものです。

記

- 1 最低賃金を時給1000円以上に引き上げる。
- 2 中小企業の社会保険料を公費負担する制度の創設など、賃金引き上げのための中小企業への支援を強化するよう政府に求める。



平成30年度 地域別最低賃金の審議の進め方(案)

大阪労働局

	本審 (総会)	地域専門部会	事務局の手続き
7月	第325回審議会総会 (第1回) 地域別最賃改正諮問 7月4日 (水) 15:30 2号館5階共用会議室C		7月4日 (水) 地域専門部会委員推薦公示 7月12日締切 意見聴取公示 7月19日締切
		地域専門部会委員による 実地視察 7月24日 (火) 午後 ※クリーニング業	7月18日 (火) 地域専門部会委員任命
		第1回 地域専門部会 7月25日 (水) 10:00 2号館9階共用会議室B	部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について H29地賃答申要望に関する取組 状況報告
	第326回審議会総会 (第2回) ・中賃目安の伝達 ・関係労使意見聴取 (陳述) ・H29地賃答申要望に関する 取組状況報告 7月27日 (金) 10:00 4号館2階第2共用会議室		
8月		第2回 地域専門部会 7月30日 (月) 10:30 2号館9階共用会議室B	金額改正審議
		第3回～結審 地域専門部会 第3回 7月31日 (火) 10:00 第4回 8月1日 (水) 14:00 第5回 8月2日 (木) 9:00 (予備日) 8月3日 (金) 10:00 2号館9階共用会議室B	金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申
	第327回審議会総会 (第3回) 地域専門部会審議結果 の報告あるいは令6条5項 適用不可(採決)の場合の 答申 8月3日 (金) 15:00 4号館2階第2共用会議室		答申後 地域最賃答申(意見)要旨 の公示(異議申出)
9月 ~ 10月			異議申出締切 2日答申の場合 8月17日(金) 3日答申の場合 8月20日(月)
			官報公示 8月30日(木)
			効力発生 10月1日(月) ※指定発効

平成 29 年度 大阪府最低賃金の改正決定 (答申) 附帯事項

への取組について

平成 30 年 7 月 27 日

大阪労働局労働基準部賃金課

○ 答申 (平成 29 年 8 月 3 日) 「附帯事項」

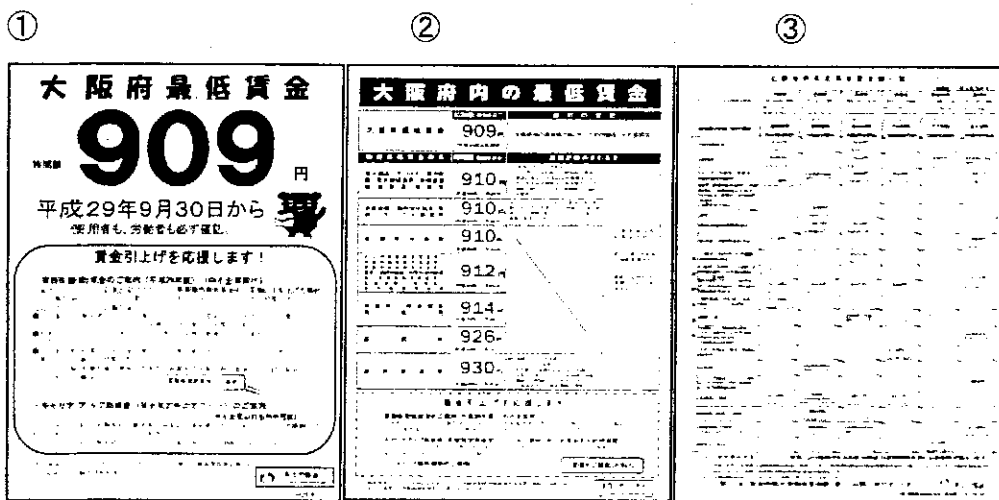
今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者
に与える影響が大きくなってきていることを踏まえ、働き方改革実行計画に記
載した生産性向上支援等を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとす
る関係省庁が連携して早期に行うことを国に強く求めるとともに、

- 【1】 影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保
に努めること
- 【2】 中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取
組を踏まえて、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、
効果的に周知し、利活用の促進に努めること
- 【3】 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃
金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じること
がないよう、発注時に特段の配慮が行われること
- 【4】 不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられてい
る場合もあることから、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底を図
ること
- 【5】 以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状
況を含め検証を行い、当審議会総会の場において報告すること
を要望する

○ 「附帯事項」への取組

- 【1】 影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報と履行確
保に努める
 - 1 的確な周知広報

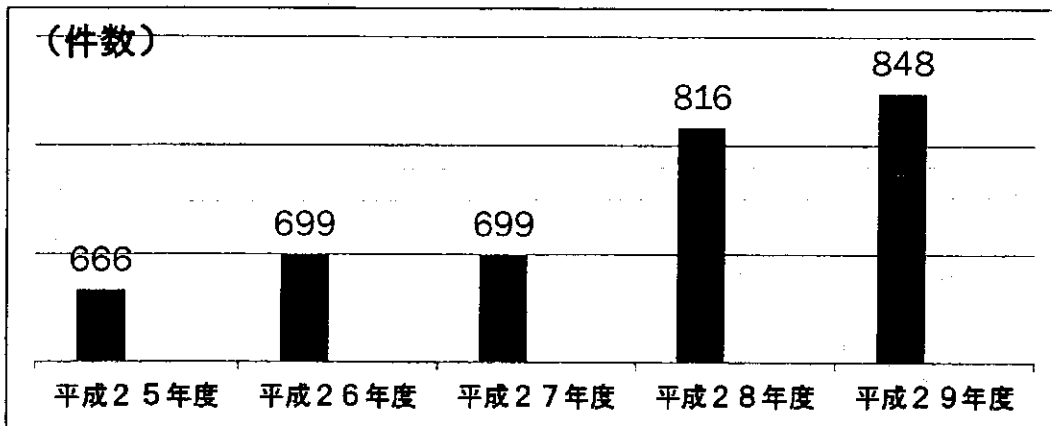
- ◆ 大阪府内全市町村の広報誌への掲載を達成
- ◆ ケーブルテレビ出演等マスメディアを通じた周知を展開
- ◆ 鉄道機関の主な駅等公共の場でのポスターの掲示を拡大
- ◆ 中小企業等支援策を盛り込んだ独自リーフレットを次の3種類作成し、幅広く配架・配付
 - ① 地賃額PR用リーフレット 23,000枚
 - ② 地賃額・特賃額PR用リーフレット 80,000枚
 - ③ 近畿(2府4県)の最低賃金額一覧表リーフレット 5,000枚



2 最低賃金主眼監督の実施

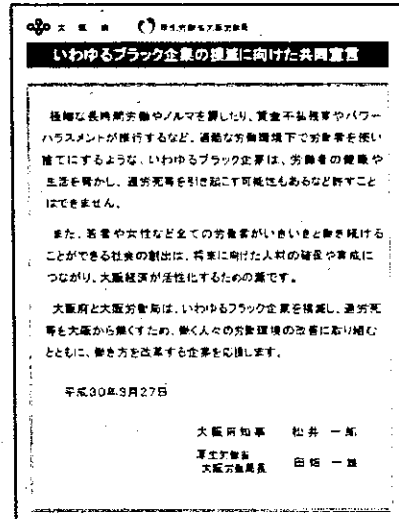
- ◆ 最低賃金主眼監督を効果的に実施するため、事前告知広報を実施
- ◆ 最低賃金主眼監督を強化(平成30年1月から3月、848件実施)

最低賃金監督件数の推移



3 大阪府との連携

- ◆ 平成 30 年 3 月 27 日、大阪労働局長と大阪府知事により「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」を行い、事業主や業界団体等に対し、いわゆるブラック企業にならないための最低賃金法や労働基準法等労働関係法の基礎知識について、さまざまな機会を通じた、双方連携した周知・啓発の取組みを宣言



□ 検証と課題・今後の取組 □

最低賃金主眼監督時の聴取調査では、ほとんどの事業主が適用される最低賃金額を知っており、一定の周知が図られている現状であり、引き続き積極的な周知を継続する。

一方、最低賃金主眼監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、引き続き履行確保のための監督指導を徹底する。

【2】 中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取組を踏まえて、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進に努めること

- ◆ 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を設置
(平成 30 年 4 月 23 日開所)

助成金の活用、生産性の向上、労働時間制度の見直し、人手不足の解消、働きがいを高める賃上げ策などの相談に対応、個別訪問によるアドバイスも実施

商工会・商工会議所等と連携してセミナーを開催

経営相談等に関する相談があった場合は、適宜、大阪府よろず支援拠点へ取次ぎ、連携した取組を実施

- ◆ 労働基準監督署内「労働時間相談・支援コーナー」の設置
(平成 30 年 4 月 1 日～)

専門の労働時間相談・支援班が、労働時間制度全般、長時間労働の削減に向けた取組などの相談対応、各種助成金の案内・説明のほか、中小企業等団体に対し、助成金制度の周知等のためのセミナーを開催

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

相談内容：中小企業・小規模事業者向け

相談の流れ：STEP1 電話・メールでまずはご相談 → STEP2 問題解決に向けたお手伝い

相談窓口：〒5500012 大阪府東区東船場1-7-1 ABCMARKETビル

TEL: 0120-79-1149

E-mail: oshihara@osaka-shimin.or.jp

労働時間相談・支援コーナー

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、お悩みに応じた解決策をご提案します。

- ① 時間外・休日労働協定（36協定）のありか確認
- ② 労務時間相談センターへの申請
- ③ 長時間労働の削減に向けた取組
- ④ 長時間労働の上乗せ定額給付金の活用可能な助成金

このようにお悩みではありませんか？
ぜひ一度ご相談ください。お気軽に電話ください。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

- ◆ 働き方改革に係る金融機関との包括連携協定を活用した周知
金融機関職員に対して、平成 30 年度における各種助成金制度および生産性要件の取扱いについて重点的に説明 ⇒ 顧客への周知を期待
その他金融機関情報誌等への掲載、店舗への配架等による周知を実施

- ◆ 近畿経済産業局との連携
メールマガジンを用いて、中小企業等への支援策を情報提供する協力体制を構築

※ 平成 30 年 1 月、次の機関へ業務改善助成金の拡充に関する情報提供を実施

- ① 関係金融機関約 200 機関（本店・支店）（近畿）
- ② 経営革新等支援機関（認定支援機関）6000 件（近畿）

- ◆ 大阪府との連携
メールマガジンを用いて中小企業等への支援策を情報提供する協力体制を構築

※ 平成 30 年 1 月、業務改善助成金の拡充に関する情報提供を実施

- ◆ 最低賃金主眼監督対象事業場に対する支援
最低賃金主眼監督の機会を捉えて、対象事業場に対し、他省庁の支援策

リーフレットも併せてセットした封筒を直接手交することにより周知
最低賃金主眼監督に併せて、監督署に会場を設置した出張相談を 実施

◆ 「稼ぐ力」応援チームプロジェクトにおける他省庁等との連携

(中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議)

下記業種を対象とした収益力向上セミナーにおいて、よろず支援拠点と
連携、利活用促進に向けた最低賃金制度および中小企業等事業者への支援
施策の説明を実施

- ・生活衛生関係営業（大阪府生活衛生営業指導センター等と連携）
- ・飲食料品小売業（農林水産省食料産業局と連携）
- ・燃料小売業（全国石油商業組合連合会等と連携）
- ・小売業（大阪府商店街振興組合連合会等と連携）

□ 検証と課題・今後の取組 □

助成金については、さまざまな機会を通じて一定の周知が図られている
が、助成金利用は前年度並みであったため、今後は、その利活用の促進に関
する取組みを積極的に行う必要がある。特に利活用については、情報提供と
ともにその利活用方法についての周知・支援が求められている状況がある。

今年度は支給条件や助成額が改定され、より使いやすいものとなっている
ことに加え、「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」、「労働時間相
談・支援コーナー」が新たに設置されたことから、これらセンター、コーナ
ー等での取次ぎを積極的に推進し、より利用しやすい環境整備に努める。

また、関係省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果
的に周知し、利活用の促進に取り組む。

**【3】 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低
賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じる
ことがないように、発注時に特段の配慮が行われること**

◆ 国関係機関への要請

近畿地方整備局ほか国関係機関の契約担当部局に対し、業務委託等発注
時への最低賃金に係る委託先への配慮を文書要請

◆ 公共工事等発注者への要請

大阪労働局および管下労働基準監督署が実施する公共工事の発注者を
招集する会議（年間 14 回実施、178 行政機関等を対象）等において、最
低賃金に係る発注先への配慮を要請

◆ 地方公共団体との連携① 配慮要請

大阪府公共調達および公共工事入札・契約事務連絡協議会研修会において、出席した大阪府内各市町村契約担当者へ発注時の最低賃金に係る配慮を要請

発注時への配慮要請状況に関するアンケートを実施し、その結果を踏まえた上で、大阪府内各市町村へ配慮を文書要請

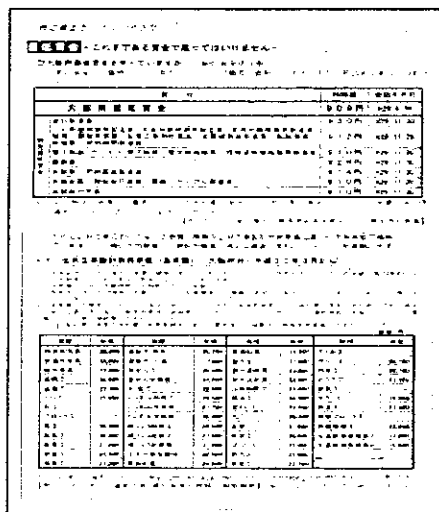
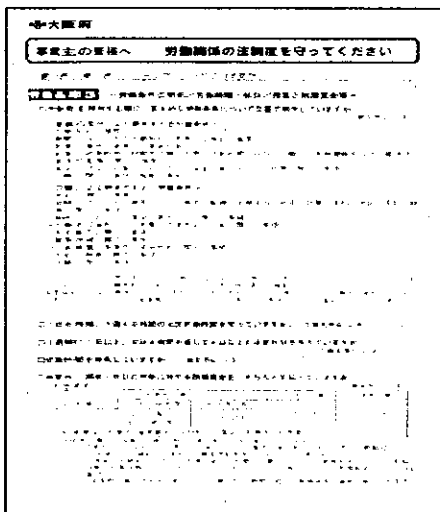
◆ 地方公共団体との連携② 入札参加有資格事業者等への周知

(大阪府・大阪市)

大阪府・大阪市の入札参加有資格事業者名簿登載の事業者に対し、承認時の通知メールに、最低賃金を含む労働関係法制度を周知する資料(大阪府作成 下記)のアドレスをリンクする形で周知

大阪府・大阪市の公共工事・公共調達の落札事業者へ配付する契約図書の中に、同資料を入れて周知

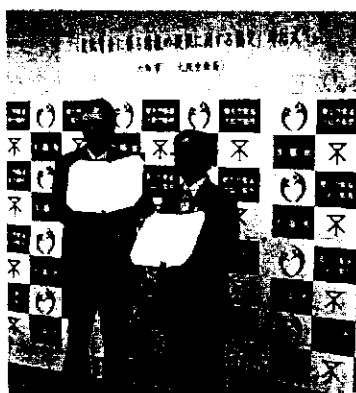
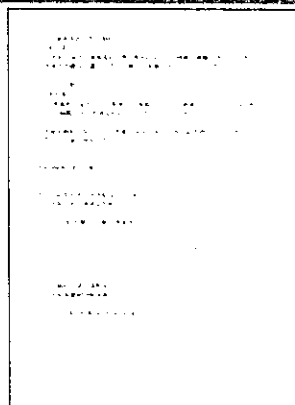
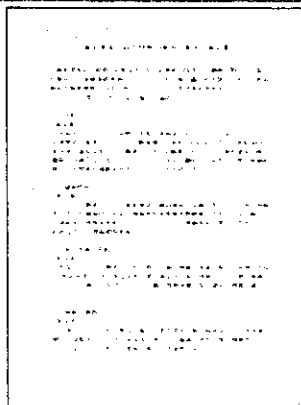
年度途中の最低賃金の改定時には、最低賃金額を修正し配付するよう対応



◆ 地方公共団体との連携③ 最低賃金に係る情報の提供 (大阪市)

平成 29 年 12 月 19 日、大阪市契約管財局と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、大阪市が発注する業務委託契約等を受注した業者に雇用される労働者の最低賃金の履行確保を強化

最低賃金に係る情報の提供に関する協定



□ 検証と課題・今後の取組 □

アンケート調査を実施した結果、約3分の2の市町村が契約発注時における最低賃金の配慮が低調であったことから、これらに対する働きかけを積極的に行うとともに、大阪府・大阪市との協力体制は今後も引き続き円滑に推進する。

【4】 不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底を図ること

◆ 近畿経済産業局等との連携

- ① 近畿経済産業局委託支援事業リーフレットと当局最低賃金・助成金リーフレットをセットにした配付・配架に係る相互協力
- ② 下請かけこみ寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議への出席
各省庁の取組状況および中小企業等の取引にかかるトラブル事例

などの情報収集を行うと共に、最低賃金改定額の周知ならびに支援施策（助成金等）について情報提供

◆ 監督署における取組の強化（通報・相談窓口教示）

最低賃金法第4条などの違反が認められた事業主で、その違反の背景に下請法第4条（親事業者の禁止行為）違反、独占禁止法第19条（物流特殊指定）違反が認められる場合で、「下請事業者」または「特定物流業者」が希望した場合、公正取引委員会又は経済産業省に当該事案を通報

※ 通報を希望しない事業者に対しては、パンフレットを交付の上、相談窓口の教示を徹底

□ 検証と課題・今後の取組 □

所管官庁や関係省庁との連携は円滑に図れていることから、引き続き、下請事業者等の賃金支払いの妨げにならないよう、公正な取引慣行の構築、関係法令の遵守の徹底を図る。

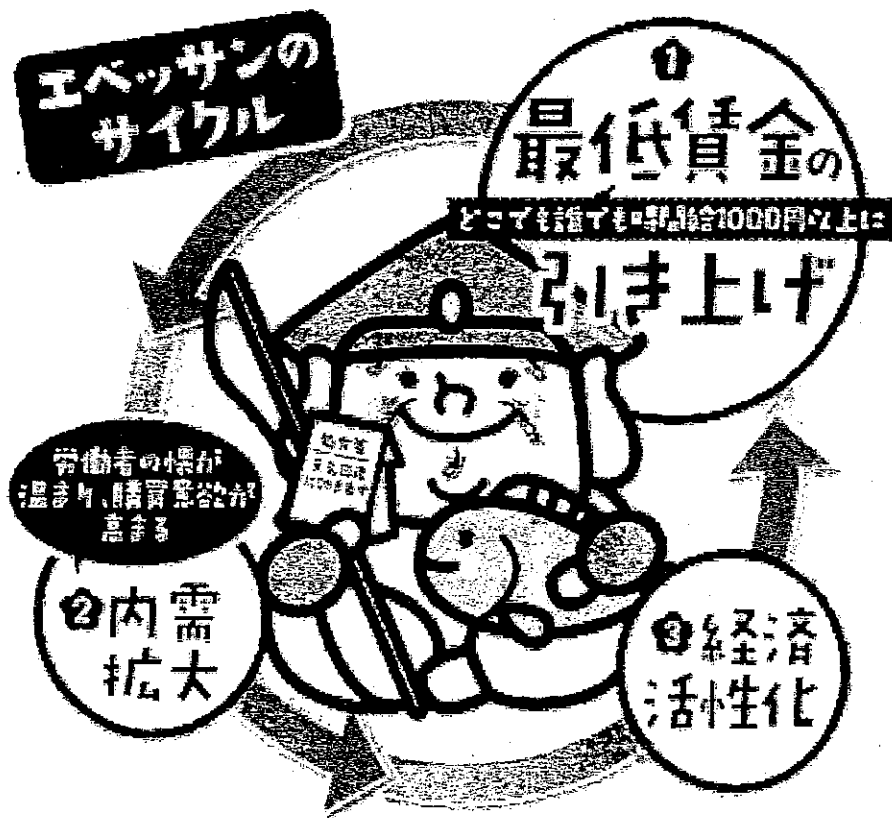
【5】 以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め検証を行い、当審議会総会の場において報告すること

◆ 【1】から【4】の各項目について検証により明らかとなった課題と今後の取組みについては、項目ごとに明記した。

◆ 【1】から【4】の取組み状況等について、第326回地方最低賃金審議会総会において報告する。

2018年大阪労連最低賃金生活体験

生活証言報告書



2018年7月19日

大阪労連・政策運動局



◇ はじめに ～大阪府最低賃金審議会 審議委員の皆様へ～ ◇

大阪の最低賃金は、昨年26円引き上げられ909円となり、府下29万2千人の労働者に影響しました。大阪労連が取り組んだ「2017年大阪府下自治体臨時・非常勤職員実態調査」では、大阪府最低賃金が909円に引き上げられたことにより、非正規労働者の時間給を引き上げた自治体は、大阪府を含む44自治体のうち42自治体という結果となり、公務職場で働く非正規労働者の多くが最低賃金に張り付く時間給で働いていることが明らかとなっています。

また、労働力調査地方集計結果（2017年平均）では、大阪府で働くもののうち39.3%が非正規労働者となっています。公務・民間問わず低賃金・低所得で働く労働者にとって、最低賃金の大幅引き上げは、いのちと暮らしを守る切実な要求となっています。

大阪労連では、最低賃金審議会での議論の一助にさせていただくために、最低賃金生活体験・生活証言運動に毎年取り組んでいます。そこから見えてくるのは、今の最低賃金では、まともな生活ができず、余裕のない苦しい生活を送らなければならない実態です。

私たちは、「ふつうに働けばふつうに暮らしていける」当たり前前の社会にするためには、最低賃金の引き上げが急務だと考えています。安倍首相は、「毎年3%程度の引き上げ」で「全国平均1,000円以上をめざす」と表明しています。しかし、毎年3%程度の引き上げでは、全国平均が1,000円以上になるのは2023年、大阪で1,000円以上になるのは2021年です。

私たちは、最低賃金をすみやかに1,000円以上、8時間働いてまともな生活をするために1,500円は必要だと考えています。若者だけでなく、全ての世代で非正規雇用化が進んでいる今、まじめに働いても生活できないワーキングプアや貧困の連鎖が社会問題となっています。低賃金労働者の底上げを行わなければ、社会基盤そのものが崩壊するのではないのでしょうか。

低賃金労働者の生活の命綱を握っているのは審議会委員の皆さんの議論です。労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることができ、労働力を再生産し、同時に次の世代を産み育てていくために、必要な生活費はいくらなのかという生計費原則に基づいた議論のうえで、大阪府最低賃金の大幅引き上げの決断をしていただくよう求めます。



2018年 大阪労連 生活証言運動・最低賃金生活体験運動

◇ 実施期間

- ・ 4月1日～4月30日の1ヶ月間 4人
- ・ 5月1日～5月31日の1ヶ月間 5人

◇ 2つのコース

- ・ 最賃体験運動 5人
- ・ 生活証言運動 4人

◇ チャレンジ金額の算定（体験要綱参照）

*生活証言

実際の収入・支出を項目ごとに算出し、1ヶ月間の生活費を計算することで、生活費として必要な金額を算出しました。

*最賃体験

大阪府最低賃金時間額 909 円で 1 ヶ月 173.8 時間（中央最低賃金審議会が使用している労働時間）働いたとすれば、1 ヶ月の賃金は 157,984 円です。157,984 円から租税公課（健康保険、厚生年金、雇用保険、所得税、住民税【大阪市概算】）を差し引くと 127,557 円（40 歳以上 126,426 円）、ここからさらに、家賃（大阪市の住宅扶助費である 40,000 円とした）を引くと、1 ヶ月の生活費は 87,557 円（40 歳以上 86,426 円）です。87,557 円（40 歳以上 86,426 円）で、5 名が 1 ヶ月の最低賃金生活体験を行いました。

◇ 最賃体験・生活証言の結果報告

最低賃金法第 1 条（目的）「この法律には、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とあるが、909 円ではこの目的を達成することは出来ません。

*報告書より見えてきたもの

【最賃体験運動】

5 人が挑戦し、3 名が赤字となりました。家賃は大阪市の生活保護基準に合わせたため、一律で 4 万円を計上し、社会保険料などの公租公課を引いた額で生活しました。

家賃以外で最も支出の多い項目は、5 名中 4 名が食費でした。それぞれ外食はできるだけ控え、自炊をして努力していますが、1 人分の食費でも 1 ヶ月に 2 万円を切ることは難しく、抑えるにも限界があります。平均的に食費の次に支出の多かった項目は、通信・交通費、水道・光熱費で生活のライフラインにほとんどの金額が費やされているのが分かります。

支出の少ない項目では、家具・什器費、被服見回品がほとんど使われていません。また、預貯金も 5 名中 2 名しかできない結果となっており、老後や何かあったときの将来に不安を抱えることになります。交際費については、5 人中 4 人が極端に押さえています。体験者の感想にもありますが、職場の仲間や

友達との時間も人間らしく生きていくためには必要であり、付き合いが出来ない生活は、職場と家の往復のみで、孤独になり精神的にも追い詰められる状況です。

健康で働き続けることができれば、なんとか生活できますが、蓄えがないため失業や病気になれば、たちまち立ち行かなくなります。また、現在の最賃額では、1人で自立して生活を送り、将来に備えて貯蓄する、スキルアップをはかる、ということもままなりません。

【生活証言運動】

4名が生活証言運動にとりくみました。1人が20万円以下で3人が30万円以上の実収入から租税公課を差し引いた154,634円～296,716円の証言です。住居費は、3人は実家暮らしで0円、一人暮らしでは6万3千円と支出項目で一番高くなっています。家具・什器費と水道・光熱費も、実家暮らしの3人中2人は0円となっています。食費も実家暮らしは、9,245円～22,050円ですが、一人暮らしでは28,750円と高くなっています。また、預貯金や実家にいる生活費を合計すると、一人暮らしは8万円、実家暮らしは9万円～13万円となっています。交際費、教養・娯楽費、職業費・小遣い合計の平均は、30万円以上の平均は29,033円ですが、20万円以下は5,600円、交通・通信費と自動車関係費の合計は、30万円以上の3人の平均は19,280円ですが、20万円以下は820円とほとんど使っていません。

実家暮らしで、住居費やライフラインの負担がなく、交際費や小遣い、被服身廻品の支出を抑えれば20万弱の収入で預貯金や生活費を入れることが出来ますが、一人暮らしになれば、これまで通り交際費や小遣い、被服身廻品の支出を抑えても蓄えが出来ないことが分ります。

*「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには月収いくら位必要と感じますか

19万円～40万円と答えていて、平均額は28万2千円です。一人暮らしの場合は少なくとも25万円以上が必要です。

*支出で増やしたい項目（1人が3項目答えています）

食費6人、被服見廻費4人、交際費4人、貯蓄4人、医療・衛生費3人、教養・娯楽費2人、住居費1人、生損保・保険料1人、自動車関係費1人でした。

*栄養士からのコメント

実際の摂取カロリー・栄養素とは大きな隔たりのある方もあるとは思いますが、自分の健康・体力づくり、老化予防の参考にして頂けると幸いです。

最賃生活で、十分な食生活を行うことは大きな困難が伴うものと思います。食事をゆっくり味わう事や、バランスを考えて買い物、料理を行う時間的余裕もないものと言わざるを得ません。そのような、状況の中で労働者の健康が損なわれることは、大きな損失です。健康は当たり前存在するものではありません。普段の努力の上に成り立っているのです。仕事・睡眠・休養そして食生活のバランスが何よりも重要です。ちょっとだけ、そのことに目を向けて頂ければ幸いです。

忙しい実生活、労働の中でゆっくり食事をしている時間も余裕もないとは思いますが、食生活は健康を維持する為の重要な要素となります。生活習慣病は自覚症状のない疾病が主です。高血圧・糖尿病・脂質異常症等は自覚症状を感じたら取り返しのつかない状況となっていることもありますので、普段から少し注意しておいてください。

食生活は毎日の積み重ねです。主食・主菜・副菜・野菜を組み合わせ食べているかどうかを確認してください。

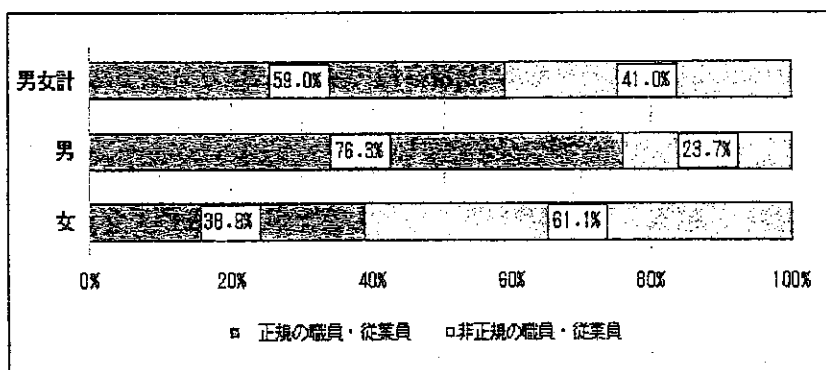
食事メニューをお寄せ頂いた大半の方が、塩分摂取も多くなっています。外食・市販弁当・コンビニ等の利用で減塩を行うには無理がるとは思いますが、サラダやお浸し等、また、果物などしっかり摂るようにしてみてください。Na（ナトリウム）とk（カリウム）のバランスで減塩効果を期待することもできます。少しの工夫をお願いします。

また、熱中症の危険が増す季節です。水分補給は積極的に行っていきましょう。しかし、スポーツドリンクには500ml当たり30g以上の砂糖が含まれていますので注意して下さい。普段は麦茶や水で十分です。お茶やコーヒーでの水分補給はお勧めできません。カフェインに利尿作用がありますので十分注意することが重要です。とにかく異常に暑い夏です。適度な水分補給と塩分摂取、栄養管理をしっかり行いこの夏をのり切っていきましょう。

◇ 非正規労働者の現状

現在、大阪府下で働く労働者371万1千人のうち非正規雇用で働く労働者は152万2千人、正規で働く労働者は218万9千人で、非正規は全労働者の約41%を占めています。男女別に見ると、男性は正規152万1千人に対し非正規47万人(23.7%)、女性は正規66万8千人に対し非正規105万人(61.1%)となっています。

表1 大阪府労働力調査平成30年度1月～3月期



世帯主として家計を支える非正規労働者も増え、低賃金ゆえにダブルワークやトリプルワークをしなければ生活できない実態があります。長時間労働は、肉体的にも精神的にも労働者を追い詰め、身体を壊すなど過労死に至るケースもあります。

◇ 租税公課負担率が上がり続けるなかで、実質賃金の低下がつづく

最賃額の上り幅と、租税公課の上り幅の差異が大きく、租税公課負担は毎年労働者を苦しめています。2011年には17.31%だった負担率は2015年に19.46%まで上がり、2017年度は19.26%と高止まりが続いています。表2のように、公租公課の上り幅に最低賃金の上り幅が追いついていないため、負担は重くなっています。

表2 租税公課の推移

2010年		2011年		2012年		2013年	
最賃額	779円	最賃額	786円	最賃額	800円	最賃額	819円
実収入①	135,390	実収入①	136,607	実収入①	139,040	実収入①	142,342
所得税	1,610	所得税	1,610	所得税	1,640	所得税	1,850
地方税	3,434	地方税	3,483	地方税	3,617	地方税	3,800
社会保険	18,988	社会保険	18,556	社会保険	20,981	社会保険	21,110
租税公課計②	24,032	租税公課計②	23,649	租税公課計②	26,238	租税公課計②	26,760
租税公課負担率②/①	17.75%	租税公課負担率②/①	17.31%	租税公課負担率②/①	18.87%	租税公課負担率②/①	18.80%

2014年		2015年		2016年		2017年	
最賃額	838円	最賃額	858円	最賃額	883円	最賃額	909円
実収入①	145,644	実収入①	149,120	実収入①	153,465	実収入①	157,984
所得税	1,950	所得税	2,050	所得税	2,360	所得税	2,460
地方税	4,025	地方税	4,133	地方税	3,533	地方税	4,717
社会保険	21,499	社会保険	22,832	社会保険	22,989	社会保険	23,250
租税公課計②	27,474	租税公課計②	29,015	租税公課計②	28,882	租税公課計②	30,427
租税公課負担率②/①	18.86%	租税公課負担率②/①	19.46%	租税公課負担率②/①	18.82%	租税公課負担率②/①	19.26%

※租税・社保料計算は大阪市の率を採用

◇ 最低賃金改定の影響が大きい大阪

『株式会社アイデム人と仕事研究所』が2017年度地域別最低賃金改定によるパート・アルバイトの募集時時給への影響（2017年1月～7月募集時時給のうち2017年度地域別最低賃金を下回る割合を集計）について調査した結果、2017年度地域別最低賃金の改定による影響が大きい地域は大阪府の48.0%が最も高く、次いで神奈川県の44.3%、京都府の36.2%が今年度の最低賃金を下回っています。

最低賃金改定の影響を受けやすい業種は飲食業、受けにくい業種は医療・福祉関連サービス業、最低賃金改定の影響を受けやすい職種はサービス職（飲食調理）、受けにくい職種は専門・技術・管理職との結果です。

都府県別最低賃金改定影響率

地域	目安時 ランク	引上げ額	H29度 最低賃金	H28度 最低賃金	影響率
東京都	A	26	958	932	26.5%
神奈川県	A	26	956	930	44.3%
埼玉県	A	26	871	845	25.8%
千葉県	A	26	868	842	23.2%
茨城県	B	25	796	771	9.8%
群馬県	C	24	783	759	6.0%
栃木県	B	25	800	775	10.3%
静岡県	B	25	832	807	22.7%
滋賀県	B	25	813	798	24.5%
京都府	B	25	856	831	36.2%
大阪府	A	26	909	883	48.0%
兵庫県	B	25	844	819	25.9%
奈良県	C	24	786	762	12.6%
和歌山県	C	24	777	753	26.9%
岡山県	C	24	781	757	16.8%
愛媛県	B	22	739	717	3.1%
福岡県	C	24	789	765	30.9%

◇ まとめ ～ 自立して、生きていける賃金を、生計費原則に基づいて！ ～

日本国憲法第25条では「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を送る権利」を保障していますが、現在の最低賃金額ではこの権利が奪われています。低賃金労働者の増加は、親元から自立できない・結婚できない若者を増加させ、少子化に拍車をかけています。また、親の低賃金による影響が子どもの貧困に連鎖する悪循環を引き起こしています。この連鎖を断ち切るためにも、大阪府最低賃金審議会では、生計費原則に基づいた議論に沿って、「普通に働けばまともに暮らしていける」最低賃金への引き上げを早期に行っていただきますようお願い致します。

2018年度 最賃体験・生活証言運動 1ヶ月収支一覽

	①	②	③	④	⑤
年齢	33歳	55歳	47歳	57歳	64歳
性別	女性	女性	男性	女性	女性
既婚・独身	独身	独身	独身	既婚	既婚
世帯人数	3人	1人	3人	2人	2人
世帯構成	親と同居		親と同居	夫婦	夫婦
雇用形態	正社員	正社員	正社員	その他	パート
家計収入	自分のみ	自分のみ		自分のみ	
配偶者の雇用形態					
支出で切実な要求	教養・娯楽費	食費	交際費	預貯金	食費
	食費	医療・衛生費	食費	交際費	教養・娯楽費
	預貯金	被服身廻品		被服身廻品	被服身廻品
毎月いくらいる	30万円	20万円	30万円	40万円	19万円
本人の賃金	157,984	157,984	157,984	157,984	157,984
基準内賃金	157,984	157,984	157,984	157,984	157,984
その他賃金					
配偶者賃金	0	0	0	0	0
基準内賃金	0	0		0	0
その他賃金	0	0		0	0
その他の収入	0			0	0
実収入 ①	157,984	157,984	157,984	157,984	157,984
預貯金の引き出し	0		0		0
収入計 ②	157,984	157,984	157,984	157,984	157,984
所得税	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460
地方税	4,717	4,592	4,717	4,592	4,592
その他税金		0	7,052	0	0
社会保険	23,250	24,506	52,686	24,506	24,506
租税公課計 ③	30,427	31,558	66,915	31,558	31,558
食費	40,320	33,609	42,840	22,865	38,000
住居費	40,000	40,000	40,000	315,000	40,000
家具・什器費	0	0	0	0	0
水道・光熱費	5,600	5,842	4,500	5,629	6,000
被服身廻品	0	0	1,950	1,000	1,000
医療・衛生費	0	2,930	3,800	5,150	5,000
教育費・育児費	0	0	0	15,400	0
交際費	2,000	150	3,200	26,260	1,000
交通・通信費	11,320	14,677	19,000	15,468	12,000
自動車関係費	0	0	2,160	2,556	0
教養・娯楽費	37,440	0	0	61,300	6,000
職業費・小遣い	0	1,500	0	0	5,000
組合・共済費	4,500	4,775	6,300	500	1,500
生損保・保険料	0	750	0	4,815	0
雑費	3,000	0	0	0	6,000
預貯金	0	14,000	0	0	5,000
その他	0	0	0	0	0
支出計 ④	144,180	118,233	123,750	475,943	126,500
可処分所得 ①-③	127,557	126,426	91,069	126,426	126,426
当月収支 ②-③-④	-16,623	8,193	-32,681	-349,517	-74
租税公課負担率③/①	19.26%	19.98%	42.36%	19.98%	19.98%
エンゲル係数 (食費/消費支出)	27.97%	28.43%	34.62%	4.80%	30.04%
備考	最賃体験運動	最賃体験運動 6	最賃体験運動	最賃体験運動	最賃体験運動

2016年度生活証言運動1ヶ月収支一覧

	⑥	⑦	⑧	⑨
年齢	46歳	45歳	48歳	45歳
性別	男性	男性	男性	男性
既婚・独身	独身	独身	独身	独身
世帯人数	1人	3人	3人	3人
世帯構成	自分のみ	親と同居	親と同居	親と同居
雇用形態	公務非正規	臨時雇用	非常勤・アルバイト	フルタイム非常勤
家計収入	自分のみ	自分のみ	自分のみ	自分のみ
配偶者の雇用形態		年金	年金	年金
支出で切実な要求	預貯金	食費	医療・衛生費	交際費
	自動車関係費	住居費	生損保・保険料	被服身廻品
	交際費	医療・衛生費	食費	預貯金
毎月いくらいる	25万円	30万円	30万	25万円以上(手取り)
本人の賃金	366,984	322,192	320,300	195,797
基準内賃金	351,800	322,192		192,410
その他賃金	15,184			3,387
配偶者賃金	0			0
基準内賃金	0			
その他賃金	0			
その他の収入	11,470			
実収入 ①	378,454	322,192	320,300	195,797
預貯金の引き出し	0			0
収入計 ②	378,454	322,192	320,300	195,797
所得税	8,870	3,860	22,700	3,500
地方税	14,700		12,200	8,500
その他税金	0			
社会保険	58,168	57,114	18,881	29,163
租税公課計 ③	81,738	60,974	53,781	41,163
食費	28,750	12,827	22,050	9,245
住居費	63,000			0
家具・什器費	5,733			2,559
水道・光熱費	9,083		7,000	0
被服身廻品	0	9,180		2,580
医療・衛生費	214	17,210	6,044	9,255
教育費・育児費	24,005			0
交際費	0		32,500	4,600
交通・通信費	15,636	10,308	22,260	220
自動車関係費	1,000	8,638		600
教養・娯楽費	14,000	13,000		1,000
職業費・小遣い	15,100	12,500		0
組合・共済費	8,170	2,600		5,210
生損保・保険料	9,483	8,301	87,000	4,200
雑費	504	956		8,468
預貯金	80,000		50,000	60,000
実家に入れる生活費	0	130,000	50,000	30,000
支出計 ④	274,678	225,520	276,854	137,937
可処分所得 ①-③	296,716	261,218	266,519	154,634
当月収支 ②-③-④	22,038	35,698	-10,335	16,697
租税公課負担率③/①	21.60%	18.92%	16.79%	21.02%
エンゲル係数 (食費/消費支出)	10.47%	5.69%	7.96%	6.70%
備考	生活証言運動	生活証言運動 7	生活証言運動	生活証言運動

～生活証言者・最賃体験者の感想から～

☆生活証言運動

- 毎月の賃金は、一時金が含まれているため、まとまったお金がなくて貯蓄が難しい。

最低賃金では当然生活ができるとは思えない。改めて、一か月の収支を記録するなかで、以前よりも食費は減ってきている。また、4月はなかったが、隔月で病院に通院しており、その費用が薬代を含めて、1万4000円ほど掛かるのが、大きな負担になっている。

また、大学院（修士課程）の時借りた奨学金が毎月1万5000円弱と大きい。

また、今回収支が2万円の黒字となっているが、5月支払いのクレジットカード引き落としは3万4000円あり、トータルの収支は微妙。今月は貯蓄には手を付けずに済んでいるが、5月は自動車税はじめ支出が多いので、引き締めた感がある。

- 今回、参加させていただきまして、あまり小遣い帳、みたいなことをしたことがありませんでしたので、今までの私自身のお金の使い方を見直すことができるきっかけとなりました。

私は常勤の非正規、と言う立場で仕事をしています。実際頂いている賃金に関しては、今まで以上に多くもらいたいと思いますが、現在、実家暮らし、独身、と言うこともあり贅沢さえしなければ生活できるレベルの賃金ではあると思います。しかし将来、結婚しても子供ができたとしたら（→ないとは思いますが(笑)）

また、両親が亡くなり一人で生活となれば今の賃金ではかなり厳しいと思います。

正規職員になることを含め、処遇の改善をしていかなければ、将来は不安になってしまいます。

☆最賃体験運動

- 最賃体験行いましたが、特にいつもと変わらない生活を送っていました。なので、最終的には金額をオーバーしてしまいました。だけど、極力大きな買い物をしないことは気を付けていました。また、何回か飲み会にも誘われたので断ることなく参加しました。職場の仲間や友達とのそういった時間も人間らしく生きていくためには必要だと思います。でも、最賃では金額的にきついのも現状としてあると思いました。

生きることは、お金の心配もなく、健康に働き続けることだと思います。今回の最賃体験中、いつもと変わらない生活を送りながらも、「あまりお金を使わないようにしましょう」「今日は食費しか使ってない」「最賃体験中なのに飲みに行ったな」など、頭の中ではいつでもお金の事を考えていたと思います。私はただの『体験』だけだからそこまで深刻にとらえていなかったけど、本当に最賃で生活をしている人には日々の不安やストレスはとても大きいと思いました。

- 特別なことが無ければ決まった収入と支出なので、一月いくらかと記入しました。
これでは豊かな生活とは言えない。旅行もたまには行きたいし、映画を観たり、音楽を聴いたりという文化的な生活からはほど遠いと感じました。
今は健康ですが、将来どうなるかわからないと思うと、その分の蓄えも必要です。年金額も徐々に減らされ支給も先延ばしされて行く中で、死ぬまで元気で働けという事なのかと怒りがふつふつと沸いてきます。
- 何を切り詰めるかを考えると、やはり“楽しみ”（娯楽、服、化粧品、美容、交際）のところになるので、生活そのものが楽しくなくなります。
それと、普段無駄遣いしてることにも気づかされました。でも、無駄遣いが楽しみでもあるんですよね。預貯金が、全くできないのでとても不安です。老後のためだけでなく、何かがあったときのために、少しでも、蓄えておきたいです。
- 預貯金の 14000 円は、積立型・元本保証の年金共済と互助会積立分を計上しました。
日頃から、ケータイも持たず、夏はクーラーもない生活で、フツーの人より支出は少ない生活。今回もなんとか黒字に収まったが、それは「散髪」「薬の購入」のガマンと、買い置き調味料の非計上（食材は計算して一応計上）と、手作りの佃煮やゴーヤのおかげ。冠婚葬祭がなかったことや、たまたま被服など買わなかったから。あっ！この時代にケータイ持ってない事も相当に大きい！あと、年1～2回の楽しみであるプロ野球観戦も、体験中はガマンしました(X_X;)

普段は一時金などの預貯金で日々の家計をまかなっているけれど、非正規労働者は一時金などが無いことがほとんど。残業や休日出勤がないと生活できない。他府県と比べ 909 円は高いけれど、それでも年間通じての生活は論外。冬に灯油も買えない。
本当の家賃、弁当が作れない時の屋外食、数ヶ月に一度の服購入や散髪、シャンプーや日用品などの購入 etc.を考えたら、あと 5 万でも少ないと思う。

☆その他、日々ひと言メモから抜粋

- まさか、こんなときに給湯器が壊れるなんて (><) 昨夜は近くの「噺の里温泉」に行ってしまった。お風呂代、700 円の出費です『ガ~~~~~ン』
それに、母の病院付き添いで、給食は食べられず。お昼ご飯代の出費です。
- 母の日やけど、この前から病院にも連れて行ってるし、朝から強烈に雨も降ってる、いろんなことで出費がかさんでるし、もうええかな。最低賃金生活を送っていると、気持ちの余裕も無くなるよね。
- 鯛のアラが 2 切れで 125 円。家に、ゴボウもあったし、土しょうがを入れて炊くことにしよう！久しぶりの鯛、アラやけど鯛には違いない。贅沢やなあ。

- 今回は、給湯器の故障があったから、その時点で破綻してしまいました。最低賃金の生活だと、何かがあればもうやっていけないことを実感しました。
- 初日はさっそく週末恒例の実家暮らし。いつもなら手っ取り早く惣菜を買うところ、野菜を買って自分で調理。残った食材は自宅に持ち帰り、平日に食べよう！
- ようやく1/3終了。髪が伸び毛先が傷んできたけど体験中のヘアカットはガマン。自分で採って作ったつくしの佃煮（原価タダ）に救われている。
- 最賃体験中なのに予防歯科の予約が入ってました。約3000円の出費(>_<) 3ヶ月に1回なので3分の1で良いのか？ でも一応、全額計上。明日からは実家に弟が帰省するので普段より食費がかかりそう。
- スニーカーが1足、傷んで履けなくなった。5月まで買うのをやめ、他の靴でガマン。
いよいよ後10日、月初に買った食材もほぼ無くなったので、あと10日分の食材を休日を買う予定。でもなるべく安く抑えなければ・・・（体験中でなくても、生活の知恵として）
- 先日から腰痛（X_X） 接骨院をガマン、でも塗り薬もなくなり、あげくにテーピング用のテープも30cmしか残ってなかった。日頃の儉約で使える金額はまだ余裕なのでやっぱり接骨院に行こうかと思ったけれど、多忙と休日で医者には行けそうにない。
- 10日間で食費が15000円になってしまった。最賃では、飲みに行くのも大変や。
- ゴールデンウィークで買い物や、お出かけ、外食などで結構お金を使ってしまった。また、今月は歯科治療で結構お金がかかっているの、少し節約していかなければならない。
- 両親と暮らしているの、家に入れているお金で色々助かっているところは大きい。家族で食べるものでスーパーなどの売り出しで安いと思うものを時々買ってくる。
- 平日の昼食は給食でだいぶ助かっているところがあると思う。GW明けは、だいぶ支出を抑えたように思う。後半特に支出を抑えてきたので赤字にならずにすんだが、急な出費や医療費などがかさむと、たちまち赤字になると思う。貯蓄もなかなか増えない現状。

	コース	身長 (cm)	体重 (kg)	推定摂取カロリー	評価
①	最賃 体験	不明	不明	2000	糖質と脂質への偏りがあります。しっかり野菜を摂るように心がけて下さい。又、朝食にサラダか果物を少し追加すると、一日の栄養バランスが良くなります。
②	最賃 体験	160 cm	65 kg	1500	実際の摂取カロリーはもう少し多いと思いますが、記載されている状況からすると、タンパク質・ビタミン・ミネラルの不足があります。特に、タンパク質は十分摂取するようにして下さい。
③	最賃 体験	168 cm	95.5 kg	1900	体格から考えると、摂取量が少なくなっています。糖質と脂質への偏りがみられます。又、たんぱく質不足も考えられますので、しっかり野菜・タンパク質を摂るようにして下さい。又、塩分摂取も多くなっていますので注意して下さい。
④	最賃 体験	150 cm	47 kg	1500	バランス良く食べておられます。出来るだけ、緑黄色野菜をしっかりと食べる様にして下さい。
⑤	最賃 体験	161.5 cm	49.5 kg	1500	タンパク質の不足があります。昼食にもう少し(卵一個分)タンパク質摂取を増やすと全体的によくなると思います。又、野菜の摂取も不足気味ですので、しっかり野菜を食べるようにして下さい。
⑥	生活 証言	174 cm	90 kg	1900	栄養失調状態です。糖質・脂質への偏り、タンパク質・ミネラル・ビタミンの不足があります。まず、3食食べるようにして頂き、火を通した野菜をしっかりと食べるように心がけて下さい。
⑦	生活 証言	175 cm	67 kg	1700	大体バランス良く食べておられます。実際の食事はもう少し栄養摂取が多いものと思われませんが、今回の記載ではこのようになりました。
⑧	生活 証言	177 cm	83 kg	2200	3食しっかりと食べておられるのは大変良いことだと思います。昼食の内容によっては糖質・脂質の摂取量は大幅に増える結果となります。出来れば、昼食もバランスを考慮して食べて頂けると全体的に良い食事内容となります。又、塩分の摂取が多くなりがちですので、少し注意して下さい。
⑨	生活 証言	不明	不明	1900	糖質・脂質への偏りがあります。また、たんぱく質不足も考えられますので、しっかりとバランス良く食べるように心がけて下さい。火を通した野菜もしっかり食べるようにして下さい。

2018年生活証言・最低賃金生活体験要綱

1, 取り組みの意義とチャレンジャー組織のお願い

貧困と格差が拡大し、働いても生活できない年収 200 万円未満の労働者は非正規雇用を中心に 1,132 万人で 4 年連続して 1,100 万人を超え高水準です。雇用の劣化によって貧困線が年々低下し、貧しい者はより貧しくなっている労働環境を改善するためにも、賃金底上げの土台となる全国一律最低賃金 1,000 円の早期実現と、1,500 円の実現が切実に求められています。

日本の最低賃金は最高額で 958 円、最低額で 737 円ですが、先進国の最賃は、イギリス 1,105 円、フランスは 1,167 円、オーストラリアは 1,350 円、ドイツは 1,240 円となっており、世界的にみても日本の最賃額は低く抑えられています。また、世界の最低賃金制の主流は全国一律であり、地域別最低賃金は 9 ヶ国、しかも日本のような狭い国で 47 もの地域別最低賃金に分かれている国はありません。

大阪府最低賃金は、昨年 26 円引き上げられ 909 円になり、大阪府下で 29 万 2 千人の労働者の賃金が引き上げとなりました。しかし、時間給 909 円で年間 1800 時間働いたとして年収 163 万 6 千円、ワーキングプアとされる年収 200 万円にも届きません。実態に即した最賃額を勝ちとるためにも、最低賃金生活体験・生活証言で実際に生活をし、その結果報告で早期に最賃 1000 円以上への引き上げを大阪労働局や最賃審議会に迫っていききたいと考えています。

2018 年最賃闘争の一環として、組合員のみなさんに、生活証言運動、最低賃金生活体験へのご協力を宜しくお願いします。

2, 2018年 生活証言・最低賃金生活体験の実施要領

(1)スケジュール

- ①運動の実施期間
- | |
|------------------|
| 4月1日(日)～4月30日(月) |
| 5月1日(火)～5月31日(木) |
- のどちらか1ヶ月間

②運動のテンポ

- | | | |
|----------|---------------------|----------------------|
| 3月～ | 協力者・挑戦者組織と登録 | |
| 3月27日(火) | 説明会 | 18:30 大阪労連会議室 *4月体験者 |
| 4月1日(土) | 証言・体験運動開始～4月30日体験終了 | |
| 4月26日(木) | 説明会 | 18:30 大阪労連会議室 *5月体験者 |
| 5月1日(日) | 証言・体験運動開始～5月31日体験終了 | |

(2)生活証言・最賃生活体験の挑戦者の組織

以下の2つのコースから選んで、挑戦をして下さい。

- ①生活証言協力者
- ②最低賃金生活体験挑戦者

3, それぞれのチャレンジ金額の算定について

(1) 1ヶ月で使える額の算出

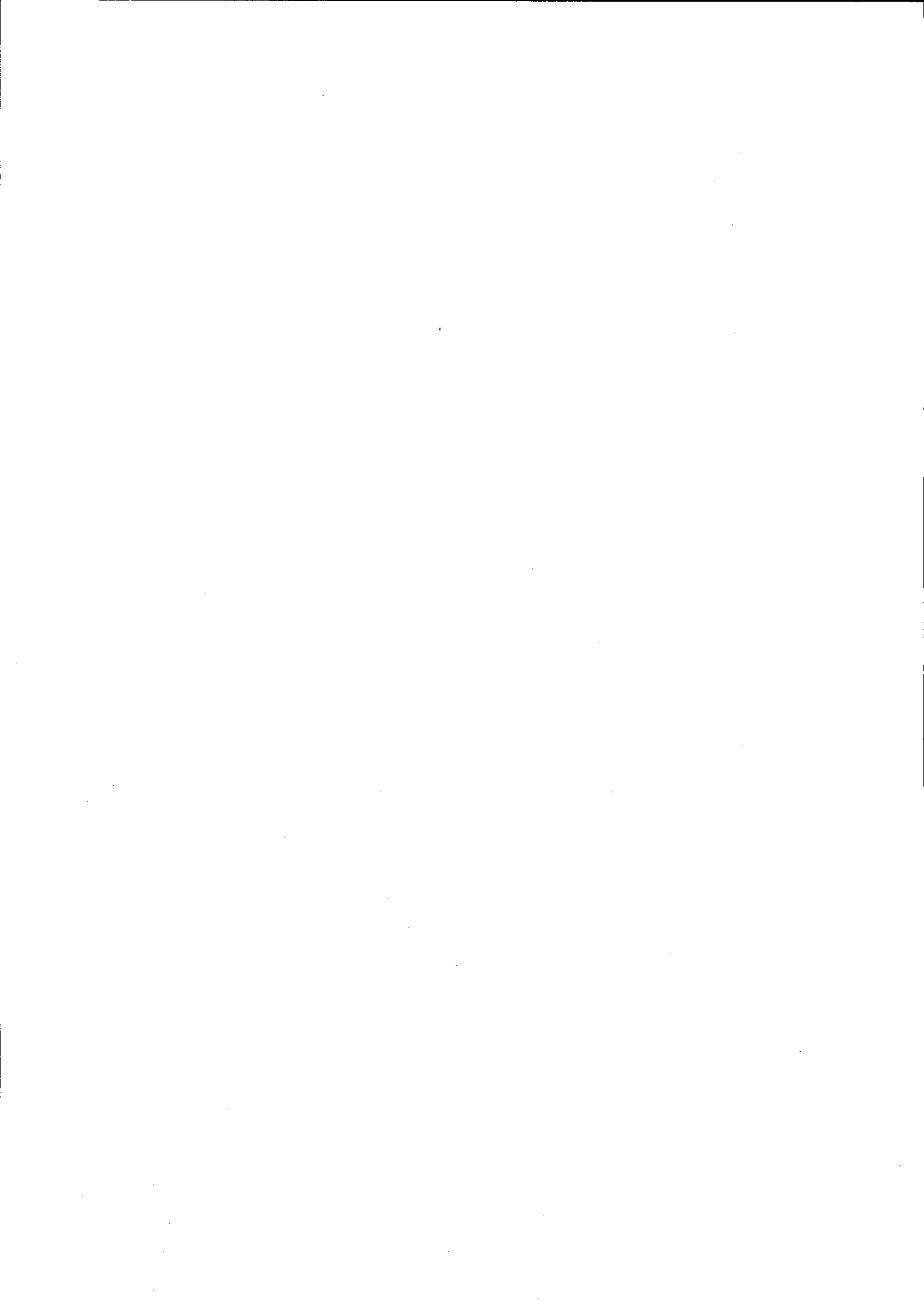
① 最低賃金生活体験で挑戦する場合

かねてから「固定費計算が面倒」という意見が出ていましたので、たくさんの人にチャレンジしていただくために、簡単に「自分が1ヶ月使える金額」を出せるようにしています。一人でも多くの組合員への参加を呼びかけて下さい。

※ 40歳未満と以上で金額が異なります。

40歳未満の場合	金額	備考
月額総額…A	157,984	最賃909円×173.8時間≒157,984
		173.8時間は中央最賃審議会使用の労働時間
健康保険	8,136	
厚生年金	14,640	
雇用保険	474	
所得税	2,460	扶養0人の場合（扶養1人：840円、2人以上：0円）
住民税（大阪府市民税）	4,717	大阪市概算
家賃	40,000	世帯人数：1人40,000円、2人48,000円、3～5人52,000円
控除額合計…B	70,427	公租公課+家賃（1人の場合）
その他固定費…C		下記（2）参照
使える金額A-B-C	87,557	1ヶ月に使える金額

40歳以上の場合	金額	備考
月額総額…A	157,984	最賃909円×173.8時間≒157,984
		173.8時間は中央最賃審議会使用の労働時間
健康保険	9,392	介護保険料含む
厚生年金	14,640	
雇用保険	474	
所得税	2,460	扶養0人の場合（扶養1人：740円、2人以上：0円）
住民税（大阪府市民税）	4,592	大阪市概算
家賃	40,000	世帯人数：1人40,000円、2人48,000円、3～5人52,000円
控除額合計…B	71,558	公租公課+家賃（1人の場合）
その他固定費…C		下記（2）参照
使える金額A-B-C	86,426	1ヶ月に使える金額



収入・支出試算（概算）

1. 収入（概算） <時給909円>

	年額	1ヵ月当たり ※1
平成30年給与収入（欠勤等が無い場合）※2	1,624,202	135,350

2. 所得税・市府民税・社会保険料支出予算（上記給与収入を基に算出した概算）

	年額	1ヵ月当たり
所得税	9,546	796
市府民税	27,800	2,317
雇用保険料	5,862	489
国民健康保険料（介護保険料含む）※3	129,450	10,788
国民年金保険料※4	196,530	16,378
小計	369,188	30,766 ※5

3. 上記 1-2

1,255,014	104,585
-----------	---------

 ※5

4. 単身で生活する場合の上記2. 以外の支出予算（概算）

	1ヵ月当たり	
食料	30,000	(消費支出) 161,280 ※6
住居	50,000	
光熱・水道	10,000	
家具・家事用品	4,300	
被覆及び履物	8,900	
保険医療	3,600	
新聞・通信	10,000	
交通	10,000	
教養（資格取得の専門学校等）・娯楽	20,000	
理美容・身の回り用品	7,000	
交際費	7,480	
生命保険+医療保険料	10,000	
小計	171,280	

5. 上記 3-4

小計	-66,696
----	---------

 ※5

6. 5. の -66,696円 ÷ 148時間（1ヵ月当たりの平均所定労働時間） = -451円

7. 909円 + 451円 = 1,360円 ⇒ 約 1,400円 ※7

※1 年額を12で除した1ヵ月当たりの平均額。
 ※2 給料（減額が無い場合の給与12ヶ月分の合計）1,616,202円+寸志（夏期 3,000円+冬期 5,000円）。フルタイム勤務。平日の所定労働時間1日7時間、土曜日の所定労働時間1日5時間、土曜勤務年間14日、年間の所定労働時間合計1,778時間、残業無し。時給は909円（大阪府の地域別最低賃金）、通勤手当（実費）は別途支給有り、有給休暇有り。退職金無し。
 ※3 近畿税理士国民健康保険組合の組合員（税理士ではありません）の保険料の内、1/2の額（所属税理士事務所では健康保険料労使折半となっています）。
 ※4 （平成29年度）@16,490×3ヵ月+（平成30年度）@16,340×9ヵ月。
 ※5 小数点以下の端数計算により、少し誤差が出ています。
 ※6 政府統計の総合窓口（e-Stat）「家計調査 / 家計収支編 単身世帯 詳細結果表（公開（更新）日：2018年2月16日）」（総務省統計局）「第3表 都市階級・地方別1世帯当たり1ヵ月間の収入と支出（単身世帯のうち勤労者世帯）2017年」の近畿地方の「消費支出」の合計と同額（内訳金額については同一ではありません）。
 ※7 必要時給。時給が上がれば所得税、市府民税が上がりますので、必要時給は約1,400円超になります。

収入・支出試算（概算）

1. 収入（概算） <時給1,400円で計算した場合>

	年額	1ヵ月当たり ※1
平成30年給与収入（欠勤等が無い場合）※2	2,497,200	208,100

2. 所得税・市府民税・社会保険料支出予算（上記給与収入を基に算出した概算）

	年額	1ヵ月当たり
所得税	39,665	3,305
市府民税	86,900	7,242
雇用保険料	8,480	707
国民健康保険料（介護保険料含む）※3	129,450	10,788
国民年金保険料※4	196,530	16,378
小計	461,025	38,419 ※5

3. 上記 1-2

2,036,175	169,681
-----------	---------

 ※5

4. 単身で生活する場合の上記2. 以外の支出予算（概算）

	1ヵ月当たり
食料	30,000
住居	50,000
光熱・水道	10,000
家具・家事用品	4,300
被覆及び履物	8,900
保険医療	3,600
新聞・通信	10,000
交通	10,000
教養（資格取得の専門学校等）・娯楽	20,000
理美容・身の回り用品	7,000
交際費	7,480
生命保険+医療保険料	10,000
小計	171,280

(消費支出)
161,280
※6

5. 上記 3-4

小計	-1,599
----	--------

 ※5

6. 5. の -1,599円 ÷ 148時間（1ヵ月当たりの平均所定労働時間） = -11円

7. 1400円 + 11円 = 1,411円

※1 年額を12で除した1ヵ月当たりの平均額。

※2 給料（減額が無い場合の給与12ヶ月分の合計）2,489,200円+寸志（夏期 3,000円+冬期 5,000円）。フルタイム勤務。平日の所定労働時間1日7時間、土曜日の所定労働時間1日5時間、土曜勤務年間14日、年間の所定労働時間合計1,778時間、残業無し。時給は1,400円を想定、通勤手当（実費）は別途支給有り、有給休暇有り。退職金無し。

※3 近畿税理士国民健康保険組合の組合員（税理士ではありません）の保険料の内、1/2の額（所属税理士事務所では健康保険料労使折半となっています）。

※4 （平成29年度）@16,490×3ヵ月+（平成30年度）@16,340×9ヵ月。

※5 小数点以下の端数計算により、少し誤差が出ています。

※6 政府統計の総合窓口（e-Stat）「家計調査 / 家計収支編 単身世帯 詳細結果表（公開（更新）日：2018年2月16日）」（総務省統計局）「第3表 都市階級・地方別 1世帯当たり1か月間の収入と支出（単身世帯のうち勤労者世帯） 2017年」の近畿地方の「消費支出」の合計と同額（内訳金額については同一ではありません）。

出典：政府統計の総合窓口(e-Stat) (<http://www.e-stat.go.jp/data/kakci/index.htm>)
 「家計調査 / 家計収支編 単身世帯 詳細結果表 (公開(更新)) 日：2018年2月16日」 (総務省統計局) を加工して作成

第3表 都市階級・地方別1世帯当たり1か月間の収入と支出 (単身世帯のうち勤労者世帯)

Table 3. Average of Monthly Receipts and Disbursements per Household by City Group and District (Workers' Households of One-person Households)

平成29年
2017

項目	全国				都市階級			地方		District	Item
	All Japan	大都市		中都市	小都市・町村		関東	北陸・東海	近畿		
		Major cities	Middle cities		Small cities, towns & villages	Kanto					
世帯数	10,000	4,662	2,837	2,501	4,244	1,518	1,214				Distribution of households
集帯数	213	96	85	32	61	39	22				Num. of tabulated households
年齢比率	42.2	39.6	42.7	47.0	41.8	43.6	39.2				Age (years old)
有業者	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00				Rate of earners
持家	28.1	18.5	28.1	45.9	26.4	37.3	24.2				Rate of owned dwellings (%)
家賃・地代を支払っている世帯の割合(%)	61.6	69.0	64.6	44.3	59.4	57.5	64.2				Rate of rented dwellings & land (%)
受取	556,245	569,103	535,293	549,297	588,117	564,356	549,167				Receipts
実収入	317,523	335,530	285,230	317,321	324,694	323,705	333,645				Income
経常収入	314,341	331,971	282,340	314,583	320,755	320,650	330,867				Current income
勤労者の収入	302,983	323,060	271,342	297,658	311,168	307,649	323,138				Wages & salaries
定期収入	256,206	276,292	232,058	240,649	271,838	256,145	261,834				Regular
臨時収入	1,527	1,947	1,094	1,294	2,271	741	2,079				Temporary
賞与	45,249	44,821	38,179	55,715	37,059	50,763	59,225				Bonuses
事業収入	275	78	801	37	159	0	866				Income from self-employment & piecework
他家収入	140	78	357	37	112	0	0				Houses rents
内職収入	21	0	68	0	47	0	0				Other self-employment
職業収入	115	0	375	0	0	0	866				Piecework
他の収入	11,083	8,833	10,198	16,888	9,428	13,001	6,864				Other current income
財産収入	152	69	92	407	65	574	0				Property income
社会的年金給付	10,346	8,392	9,965	14,952	8,611	12,207	6,443				Social security benefits
公的年金給付	9,987	7,976	9,632	14,738	8,444	11,362	5,656				Public pension benefits
他の社会的給付	359	466	333	214	168	845	787				Other social security benefits
仕送り金	584	372	142	1,529	752	220	420				Remittance

単位 円
In Yen

特 別 収 入	3,182	3,559	2,889	2,738	3,940	3,055	2,778	Non-current income
実収入以外の受取(繰入金を除く)	187,057	178,197	198,293	188,159	205,907	192,460	158,233	Receipts other than income
預貯金引出	160,056	151,026	170,062	162,401	171,222	168,975	135,404	Withdrawal of deposits
保険	1,948	1,204	3,639	1,740	2,061	2,382	531	Insurance proceeds
個人・企業の年金保険	1,766	1,204	2,794	1,740	2,061	2,382	531	Private & corporate pension insurance proceeds
他の借入	182	0	845	0	0	0	0	Other insurance proceeds
他の借入	797	875	339	1,185	1,482	90	579	Loans for other debts
分割払購入借入金	1,390	1,269	2,042	880	1,129	762	88	Loans for installment purchases
一括払購入借入金	22,154	23,244	20,764	21,758	28,890	20,008	20,829	Loans for purchases in a lump sum
実収入以外の受取のその他	711	578	1,446	195	1,122	244	802	Others
繰入金	51,666	55,377	51,770	43,818	57,517	48,191	57,289	Carry-over from previous month
支払	556,245	569,103	535,293	549,297	588,117	564,356	549,167	Disbursements
実支	229,374	232,806	226,338	224,854	245,176	235,536	216,132	Expenditures
消費	170,816	171,891	173,006	165,508	182,869	174,349	161,280	Consumption expenditures
食料	42,623	48,786	38,033	36,304	47,364	41,701	40,844	Food
食料(酒類、外食、贈り費以外)	24,275	24,318	23,643	24,913	25,834	22,613	23,868	Food(except for Alcoholic beverages, Meals outside the house and Charges for board)
酒類	1,954	2,035	1,693	2,153	2,286	1,580	1,119	Alcoholic beverages
外食	16,008	21,607	12,698	9,240	18,919	17,006	15,298	Meals outside the home
贈り費	388	827	0	0	327	501	560	Charges for board
住居	27,396	25,478	37,529	19,259	31,170	28,772	23,363	Housing
家賃	25,071	24,705	32,451	17,512	29,779	21,067	22,825	Rents for dwelling & land
設備	2,325	773	5,078	1,747	1,391	7,705	538	Repairs & maintenance
光熱	9,288	6,652	10,752	12,608	8,807	9,527	7,374	Fuel, light & water charges
電力	4,219	3,105	4,940	5,559	3,990	4,394	3,933	Electricity
他の光熱	2,826	2,169	3,171	3,630	2,670	3,082	2,124	Gas
水道	334	110	410	695	149	450	16	Other fuel & light
水道料	1,908	1,269	2,231	2,724	1,998	1,599	1,301	Water & sewerage charges
家具	3,896	3,437	4,614	3,843	3,730	4,350	4,341	Furniture & household utensils
被服	7,124	8,096	5,497	6,916	8,370	5,498	8,922	Clothing & footwear

保健医療	6,166	6,547	5,190	6,446	7,571	6,075	3,563	Medical care
交通	24,113	22,481	26,434	24,558	22,651	28,716	22,175	Transportation & communication
自動車関係	6,788	8,834	6,069	3,918	7,976	6,877	6,475	Public transportation
交通費	9,286	7,126	10,494	12,081	7,123	12,188	8,714	Private transportation
通信	8,039	6,520	9,871	8,558	7,552	9,651	6,985	Communication
教育	16	29	0	0	36	0	0	Education
娯楽	18,710	18,604	18,469	18,770	21,053	21,565	18,381	Culture & recreation
その他の消費支出	31,486	31,780	26,488	36,805	32,116	28,146	32,318	Other consumption expenditures
諸雑	12,921	12,337	11,126	15,989	12,682	10,666	14,574	Miscellaneous
娯楽	2,412	2,904	1,989	1,938	2,759	2,053	2,513	Personal care services
日用品	2,752	2,512	2,985	2,851	2,840	2,357	2,805	Personal care goods
日用品	1,485	1,826	906	1,437	1,282	1,053	3,008	Personal effects
その他	1,819	1,835	1,430	2,321	1,570	1,637	1,631	Tobacco
その他	4,453	3,260	3,816	7,442	4,232	3,567	4,616	Other miscellaneous
使途不明	203	442	10	13	453	6	34	Detailed uses unknown
交際	13,528	13,793	11,642	15,214	14,154	14,770	11,282	Social expenses
仕送り	4,834	5,208	3,709	5,588	4,826	2,704	6,428	Remittance
(再掲) 娯楽関係費	24,168	25,783	22,700	22,442	27,104	27,233	24,074	(Regrouped) Expenses for culture & recreation
(再掲) 情報関係費	10,549	8,836	12,124	11,698	10,122	11,721	10,163	(a)
(再掲) 消費支出(除く住居等) 1)	133,908	136,370	127,599	135,516	142,640	137,253	128,368	(b)
(再掲) 財・サービスマス支出計 2)	158,842	159,140	163,636	151,690	170,779	163,106	149,593	(Regrouped) Sum of Goods & Services 1)
非消費支出	58,557	60,915	53,331	59,346	62,307	61,187	54,852	Non-consumption expenditures
直税	22,500	23,114	20,215	23,625	24,507	23,411	22,437	Direct taxes
労働税	9,152	10,514	7,025	9,030	10,725	8,345	9,921	Earned income taxes
個人税	11,385	11,557	10,276	11,946	12,357	11,875	11,020	Residence taxes
その他	1,964	1,042	2,914	2,649	1,425	3,191	1,496	Other taxes
社公	36,043	37,798	33,087	35,702	37,795	37,731	32,395	Social insurance premiums
会的	22,467	24,204	20,028	21,732	23,816	23,655	20,233	Public pension insurance
健康	11,850	11,926	11,432	12,032	12,179	12,140	10,490	Health insurance
介護	1,054	896	1,063	1,342	1,057	1,219	1,040	Nursing care insurance
その他の	671	772	564	595	743	717	632	Other social insurance

	14	4	29	19	5	45	20
他の非消費支出 実支出以外の支払(繰越金を除く)	278,471	284,076	258,731	286,326	289,000	286,405	277,348
預貯金	242,973	251,715	221,667	246,760	246,071	254,632	249,474
保険料	9,616	9,952	9,045	9,471	9,702	9,733	7,100
個人・企業の保険料	2,625	3,341	1,917	1,851	3,769	1,750	1,353
他の保険料	6,992	6,611	7,128	7,620	5,933	7,982	5,747
有価証券の購入	1,040	1,452	1,241	11	1,295	908	2,694
土地の借入金返還	5,843	2,195	7,852	10,493	7,583	5,073	5,322
他の借入金返還	2,912	2,346	2,422	4,737	4,028	1,645	1,691
分割購入借入金返還	2,130	1,889	2,249	2,503	2,552	1,066	1,329
一括購入借入金返還	13,298	13,859	13,516	11,865	17,045	12,414	9,282
財源以外の支払のその他の	73	149	0	0	0	489	0
実支出以外の支払のその他の	586	520	739	487	724	445	455
繰越金	48,401	52,221	50,225	38,117	53,941	42,415	55,687
現物総額	2,638	1,865	2,205	4,557	2,001	5,957	1,385
勤め先の収入物	972	729	649	1,818	971	1,592	0
自宅の他物	23	1	21	68	5	114	7
その他	1,642	1,135	1,536	2,671	1,025	4,251	1,378
現物総額	2,638	1,865	2,205	4,557	2,001	5,957	1,385
食自	1,297	880	1,209	2,149	781	3,402	1,159
自家産物	23	1	21	68	5	114	7
可処分所得	258,966	274,615	231,898	257,974	262,387	262,519	278,793
黒字	88,149	102,724	58,892	92,467	79,518	88,170	117,513
金融資産純増	91,626	110,889	58,252	92,101	83,784	93,916	123,333
土地家屋借金純減	5,843	2,195	7,852	10,493	7,583	5,073	5,322
Other non-consumption expenditures	278,471	284,076	258,731	286,326	289,000	286,405	277,348
Disbursements other than expenditures	242,973	251,715	221,667	246,760	246,071	254,632	249,474
Savings	9,616	9,952	9,045	9,471	9,702	9,733	7,100
Insurance premium payments	2,625	3,341	1,917	1,851	3,769	1,750	1,353
(c)	6,992	6,611	7,128	7,620	5,933	7,982	5,747
Other insurance premium payments	1,040	1,452	1,241	11	1,295	908	2,694
Purchase of securities	5,843	2,195	7,852	10,493	7,583	5,073	5,322
Repayment of loans for house & land purchases	2,912	2,346	2,422	4,737	4,028	1,645	1,691
Repayment of loans for other debts	2,130	1,889	2,249	2,503	2,552	1,066	1,329
Repayment of loans for installment purchases	13,298	13,859	13,516	11,865	17,045	12,414	9,282
Repayment of loans for purchases in a lump sum	73	149	0	0	0	489	0
Purchase of properties	586	520	739	487	724	445	455
Others	48,401	52,221	50,225	38,117	53,941	42,415	55,687
Carry-over to next month	2,638	1,865	2,205	4,557	2,001	5,957	1,385
Income in kind	972	729	649	1,818	971	1,592	0
Wages & salaries in kind	23	1	21	68	5	114	7
Homemade	1,642	1,135	1,536	2,671	1,025	4,251	1,378
Others	2,638	1,865	2,205	4,557	2,001	5,957	1,385
Expenditures in kind	1,297	880	1,209	2,149	781	3,402	1,159
Food	23	1	21	68	5	114	7
Homemade	258,966	274,615	231,898	257,974	262,387	262,519	278,793
Disposable income	88,149	102,724	58,892	92,467	79,518	88,170	117,513
Surplus	91,626	110,889	58,252	92,101	83,784	93,916	123,333
Net increase in financial assets	5,843	2,195	7,852	10,493	7,583	5,073	5,322
Net decrease in loans for house & land purchases							

他 分一	の 割 括	の 払 入	借 入 借 入	金 入 金 入	純 純 純	減 減 減	1, 112 1, 241 -11, 547	2, 083 207 -7, 248	3, 553 1, 623 -9, 893	2, 545 1, 423 -11, 845	1, 556 305 -7, 594	1, 112 1, 241 -11, 547	Net decrease in loans for other debts Net decrease in loans for installment purchases Net decrease in loans for purchases in a lump sum
財 所 線	の の 越	の の 越	の の 越	純 純 純	増 増 増	増 増 増	0 -347 -1, 602	0 -708 -1, 546	0 292 -5, 701	0 -398 -3, 575	489 201 -5, 776	0 -347 -1, 602	Net increase in properties Net increase in others Net increase in carry-over
(再掲)	可処分所得に対する割合	平均消費性向(%)	平均消費性向(%)				57.8	74.6	64.2	69.7	66.4	57.8	(Regrouped) Ratio to disposable income Average propensity to consume (%)
黒 金 貯蓄	字 融 資 貯蓄	純 増 率(%)	純 増 率(%)	純 増 率(%)	率(%)	率(%)	42.2 44.2 43.3	25.4 25.1 24.6	35.8 35.7 35.7	30.3 31.9 31.4	33.6 35.8 35.4	42.2 44.2 43.3	Ratio of surplus to disposable income (%) (d) (e)
工 調	ン ゲ 集 計 世 帯 数	ル 係 数(%)	係 数(%)	係 数(%)	数(%)	数(%)	25.3	22.0	21.9	25.9	23.9	25.3	Engel's coefficient (%)
	調整集計世帯数						17, 016	39, 767	35, 055	59, 499	21, 285	17, 016	Adjusted num. of tabulated households

注：1) 「住居」のほか、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いている。

2) 財・サービス区分別消費支出は、品目分類の結果から集計しており、財・サービス支出計には、「使途不明金」、「贈与金」、「他の交際費」及び「仕送り金」は含まれていない。

Note: 1) Sum of Goods & Services is obtained according to commodity classification, and does not include "Detailed uses unknown", "Money gifts", "Other social expenses" and "Remittance".

(a) (Regrouped) Expenses for information & communication

(b) (Regrouped) Consumption expenditures excluding "Housing", "Purchase of vehicles", "Money gifts" & "Remittance"

(c) Private & corporate pension insurance premium payments

(d) Ratio of net increase in financial assets to disposable income (%)

(e) Ratio of net increase in deposits & insurance (Ratio of savings to disposable income)(%)